

高野町

第3期子ども・子育て支援事業計画

計画期間：令和7年度～令和11年度



令和7年 3月

高野町

ごあいさつ

近年、わが国では少子高齢化が急速に進むと同時に、感染症拡大の影響やライフスタイルの変化に伴い、核家族化や地域とのつながりの希薄化がますます進行し、子どもや子育て世帯を取り巻く環境は大きく変化しています。こうした状況の中、令和5年4月に「こども基本法」が施行されるとともに、内閣府の外局としてこども家庭庁が設置されました。



国では、これらを通じた「こどもまんなか社会」の実現に向けた取り組みを推進しており、地方自治体にも一層の支援充実が求められています。また、令和6年には「子ども・子育て支援法」「児童福祉法」が改正され、子育て支援施策の更なる拡充が進められています。本町においても、これまで「高野町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子ども・子育てに関する取り組みを総合的に推進してきました。

このたび、令和6年度で計画期間が満了となる「高野町第2期子ども・子育て支援事業計画」の次期計画として、近年の社会潮流や本町の状況、住民のニーズを反映した「高野町第3期子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

本計画では、第2期計画に引き続き、子育て支援施策の充実、子育てにかかる経済的負担の軽減等に取り組めます。また、令和6年に新設された学びの交流拠点「高野山学びの杜」における交流をはじめ、子どもが年齢や地域をこえて交流する機会を充実させ、児童・生徒の豊かな心を育み健全な発育を促す体制づくりを行い、子育て家庭を社会全体で支援することができる環境整備をより一層促進してまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、熱心にご議論を重ねていただきました「高野町子ども・子育て支援事業計画策定委員会」の委員の皆さまや、ニーズ調査にご回答いただきました保護者の皆さまをはじめ、ご協力をいただきましたすべての関係者、関係機関・団体の皆さまに、心からお礼申し上げます。

令和7年3月

高野町長 平野 嘉也

○ 目 次 ○

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の位置づけ	3
3 計画の期間	3
4 本町の子どもをめぐる現状	4
5 本計画推進のための課題まとめ	6
第2章 計画の基本的な考え方	7
1 計画基本理念	7
2 基本目標	9
3 施策体系	10
4 提供区域の設定	11
第3章 施策の展開	12
基本目標1 すべての子どもが心豊かに育つために	12
基本目標2 すべての子育て家庭を支援するために	23
基本目標3 親子が健やかに過ごせるために	29
基本目標4 子育て支援するための環境整備	36
第4章 計画の推進	44
1 地域における推進体制	44
2 庁内の推進体制	44
3 計画の進行管理	44
資料編	48
1 統計資料からみる現状	48
2 ニーズ調査結果の概要	59
3 第2期子ども・子育て支援事業計画の取り組み状況	70
4 高野町子ども・子育て支援事業計画策定委員会設置要綱	72
5 高野町子ども・子育て支援事業計画策定委員会委員名簿	74

第1章 計画策定にあたって



1 計画策定の背景と趣旨

(1) 計画策定の背景

我が国の出生数は、令和5年で約73万人と統計開始以来最少となり、予測を上回る速度で少子化・人口減少が進行しています。また、新型コロナウイルス感染症の流行による子どもや若者、家庭をめぐる様々な課題が深刻化しており、次の時代を担う子どもが安心して育つことができる環境、結婚や出産・子育てに関する一人ひとりの希望がかなう社会の実現に向けて、引き続き社会全体で子ども・子育て支援を推進していくことが求められています。

国では令和5年度より「こども家庭庁」の設置や「こども基本法」の施行、「こども大綱」の閣議決定など、常に子どもの目線で国や社会がどうすればよいかを考え支えることで、すべての子どもが幸せな生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現をめざす方向性が示されました。

高野町に住む子どもの未来のために



高野町（以下、「本町」という）では、これまで、「高野町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育て支援施策の充実に取り組んできました。また、子育て中の保護者が孤立しないように、各種情報発信や保護者同士の交流の促進、相談支援の充実に努めてきました。

引き続き、保護者に対する子育て支援の充実に努めるとともに、子どもを当事者とした視点を踏まえ、子どもが心豊かに成長できるよう、「高野町第3期子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」という）を策定します。

(2) 計画を取り巻く社会潮流

① 子ども・子育て支援法の改正概要

改正法により、こども未来戦略の「加速化プラン」に盛り込まれた「ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化」「全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充」「共働き・共育での推進」などの施策が推進され、これらの給付などを支える財政基盤として、子ども・子育て支援金制度などが創設されました。

◆子ども・子育て支援法の主な改正内容

ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化	<ul style="list-style-type: none"> ● 児童手当の抜本的拡充 ● 妊婦のための支援給付の創設
全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ● 妊婦等包括相談支援事業の創設 ● 産後ケア事業の提供体制の整備 ● 乳児等のための支援給付（こども誰でも通園制度）の創設 ● ヤングケアラーに対する支援の強化 ● 教育・保育施設経営情報の継続的な見える化の実現 ● 児童扶養手当の第3子以降の加算額の引上げ
共働き・共育での推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 出生後休業支援給付・育児時短就業給付の創設 ● 育児期間中の国民年金保険料免除措置の創設

② 子ども・子育て支援法に基づく基本指針の概要

令和4年の児童福祉法の一部改正により、こども家庭センターの設置の努力義務化、支援を要する子どもや妊産婦等への支援計画（サポートプラン）の作成、市区町村における子育て家庭への支援の充実等が定められました。この改正法を踏まえ、子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正が進められています。本計画は、この基本指針に即して策定します。

◆基本指針の改正方針

家庭支援事業（子育て世帯訪問支援事業等）の新設・拡充及びの利用勧奨・措置に関する事項の追加	基本指針に新設した事業の位置づけなどを行うとともに、市町村子ども・子育て支援事業計画において、家庭支援事業の量の見込み（事業需要量）を設定する際には、利用勧奨・措置による提供も勘案の上、設定することなどを規定。
こども家庭センター及び地域子育て相談機関に関する事項の追加	市町村子ども・子育て支援事業計画の任意記載事項として、こども家庭センターと地域子育て相談機関の設置に努めることや、これら機関の連携を図ることなどを規定。
こどもの権利擁護に関する事項の追加	都道府県子ども・子育て支援事業計画の基本的記載事項として、①児童相談所等が適切に意見聴取などの措置をとること、②都道府県が意見表明などの支援やこども権利擁護に向けた必要な環境の整備を行うことについて規定。
その他所要の改正	基本指針に規定している計画の更新などを踏まえ、所要の改正を行う。

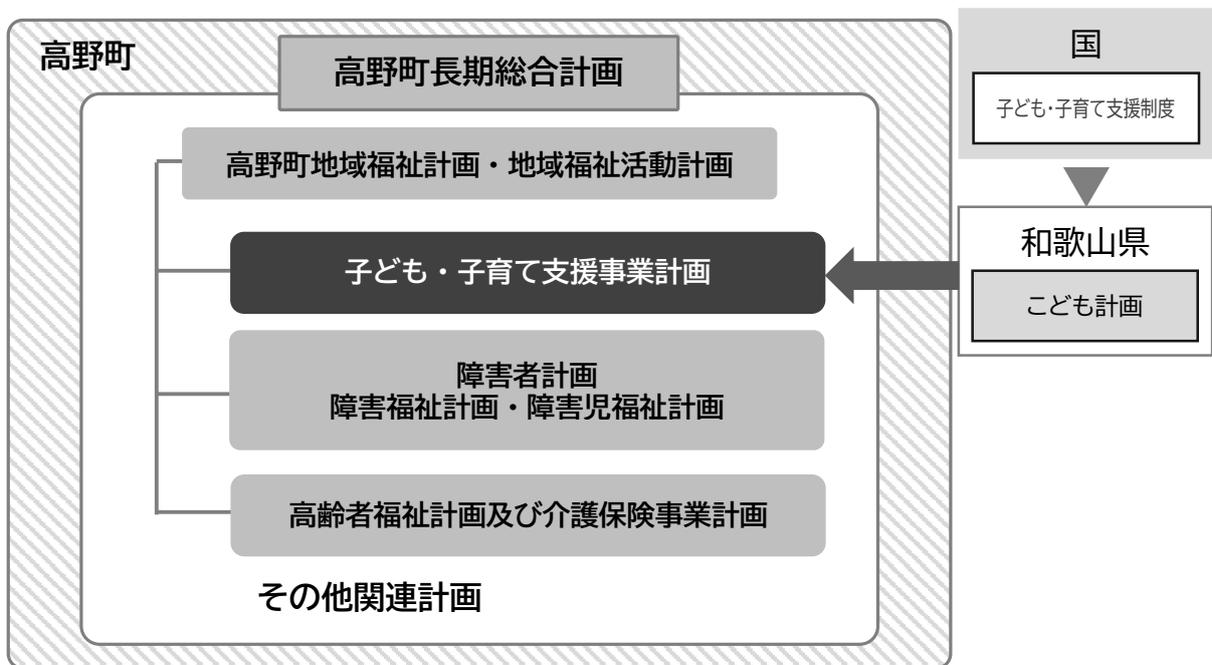
2 計画の位置づけ

(1) 法令等の根拠

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び「次世代育成支援対策推進法」第8条に基づく「市町村行動計画」です。

(2) 他計画との関係

本計画は、「第4次高野町長期総合計画」を最上位計画とし、福祉施策の部門の上位計画にあたる「高野町地域福祉計画・地域福祉活動計画」との整合を図り策定したものです。また、「高野町高齢者福祉計画及び第7期介護保険事業計画」、「高野町障害者計画」等の関連する計画とも整合を図ります。



3 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5か年とします。計画最終年度である令和11年度には計画の達成状況の確認と見直しを行います。



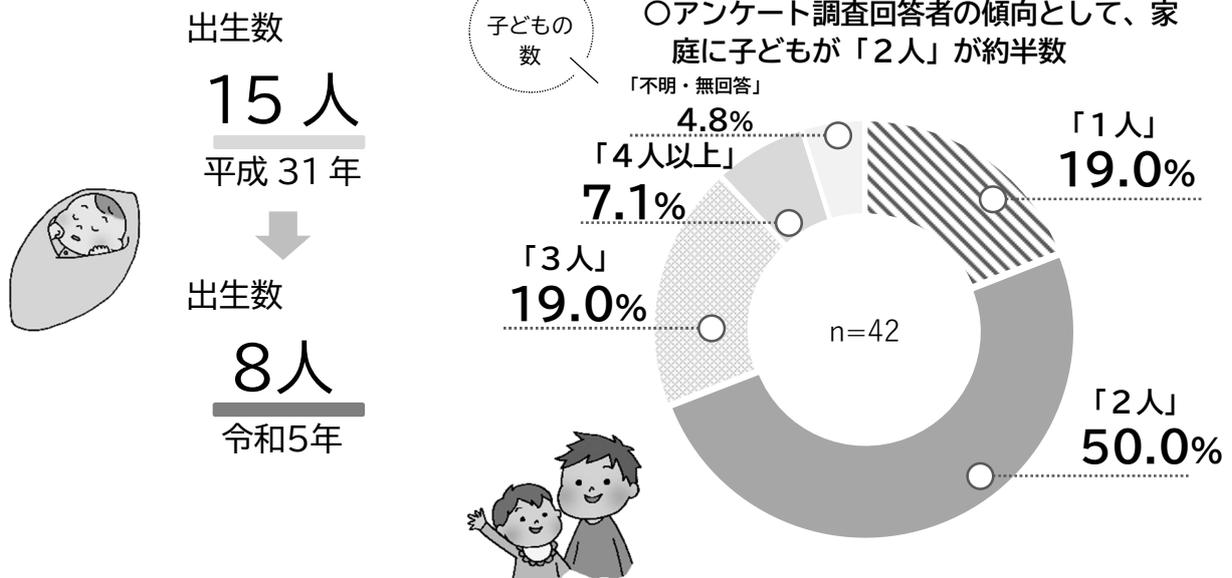
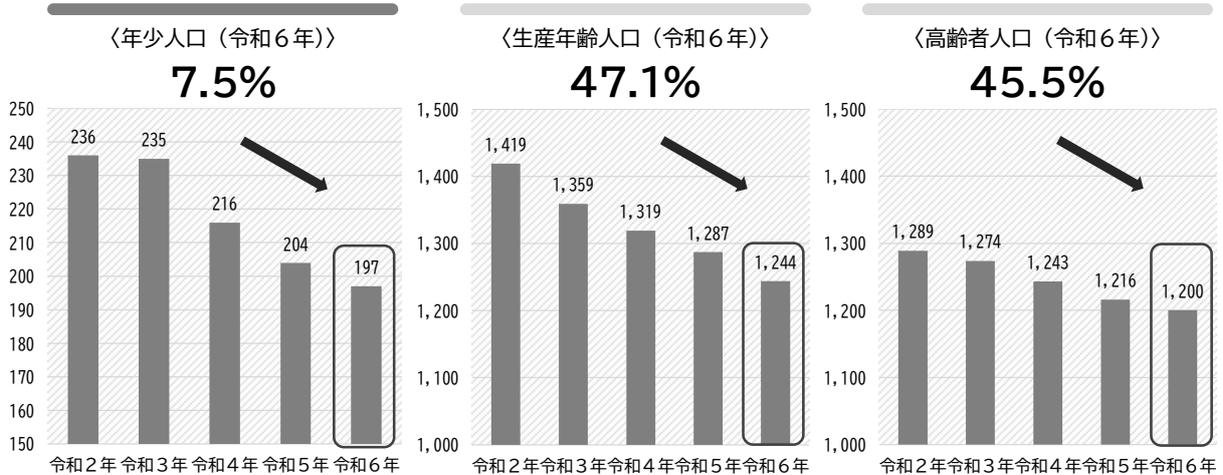
4 本町の子どもをめぐる現状

本町の現状をとりまとめています。詳細なデータについては、資料編に記載しており、本編では、概要をまとめています。

(1) 人口について

年齢3区分人口

○年齢3区分人口をみると少子高齢化が進行していることがわかる
○出生数は10人を下回っている

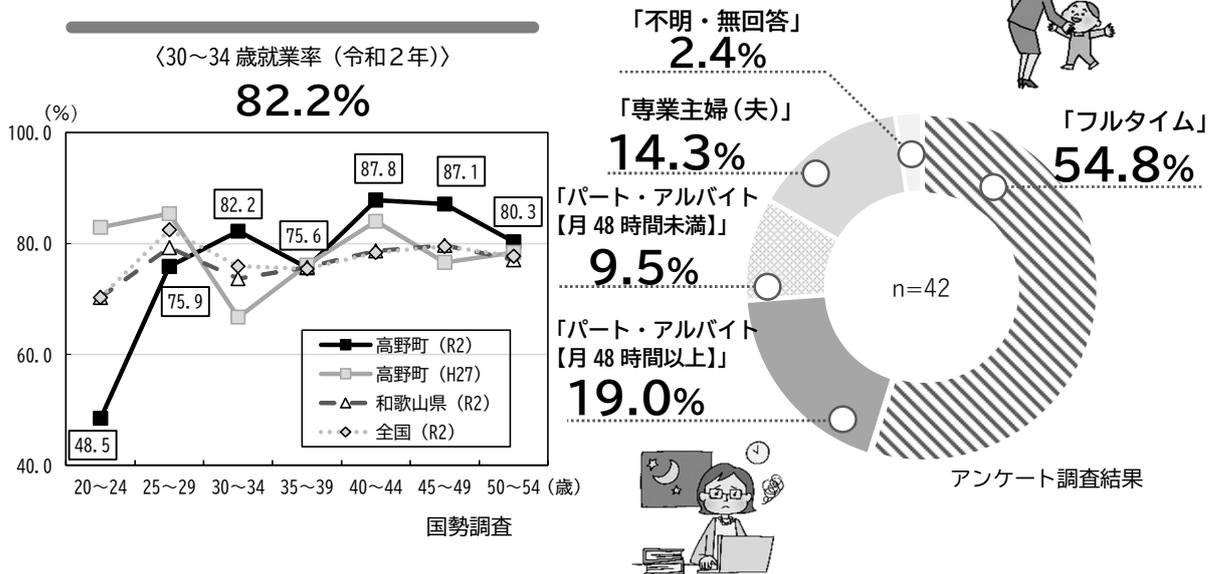


※有効回答数 42 件

(2) 子育て世帯の状況

女性の
就業状況

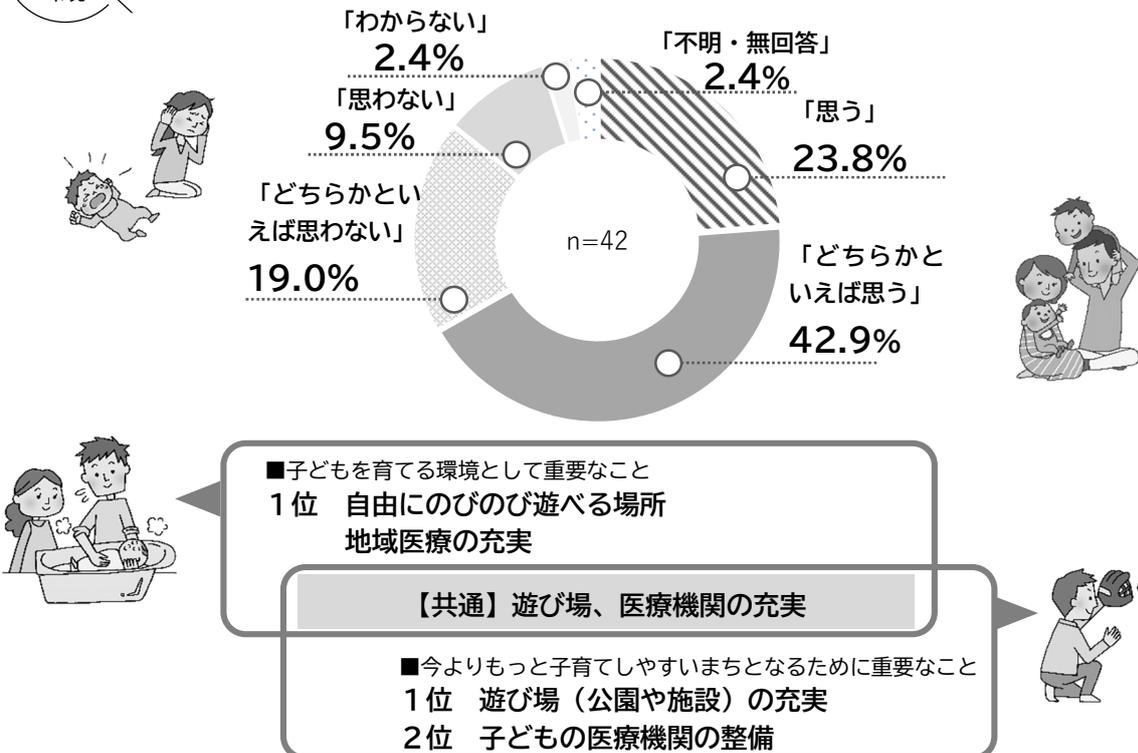
○女性の就労率は、30～34歳、40歳以上で全国、和歌山県より高くなっている
○アンケート調査結果でも母親の就労状況で「フルタイム」が半数



(3) 子育て環境について

子育て
しやすい
環境

○子育てしやすい環境であるかについては「思う（どちらかといえば含む）」が半数以上



5

本計画推進のための課題まとめ

本計画推進に向けて、統計資料やアンケート調査結果等を含めて、課題をまとめています。

01

子どもの育ちを大事にする視点

本町における出生数は減少し続け、令和5年で8人となっています。子どもが減少する中で、次代を担う子どもを育てることは重要なテーマとなっており、子どもの育ちを大事にする視点を持って施策を推進する必要があります。子どもが豊かな心を育み、健康で過ごすことができるまちをめざす必要があります。

02

「オール高野町」で実現する子育て支援

統計資料、アンケート調査の結果から、働きながら子育てをする母親が多くなっています。国では、共働き・共育ての推進として、出生後休業支援給付・育児時短就業給付の創設等、子育て家庭への支援を強化しています。経済的な支援をはじめとして、地域と行政機関等が連携をしながら、子育て家庭を見守り、支えることも重要となります。子育てに関係するすべての人や機関が連携し、「オール高野町」で子育てを支援する必要があります。

03

子どもを生み育てやすいまちの実現

アンケート調査の結果では、本町が子育てしやすいまちであるかという問いに対して、「どちらかといえば思う」も含めて半数以上の人が子育てしやすいと回答しています。一方で、第2期計画より、子どもの遊び場や医療機関の充実は依然として望まれており、引き続きニーズに対応したさらなる取り組みが必要であることがわかります。子どもを生み育てやすいまちを実現するためには、子育て環境はもちろん、親子が健康で過ごせるまちであることも重要です。



こころのふるさと 子育ての源 こうや

～すべての命を慈しみ、共に守り育てるまちづくり～
の実現をめざします。

第2章 計画の基本的な考え方



1 計画基本理念

こころのふるさと 子育ての源 こうや

～すべての命を慈しみ、共に守り育てるまちづくり～

本町では、第1期計画から引き続き、「第2期子ども・子育て支援事業計画」の5年間に
おいて、子どもたちの生きる力を育む環境、また、すべての家庭が安心して心穏やかに子
育てができるような環境を、家庭や地域、関係機関等が連携しながら、社会全体でつくる
ことをめざしてきました。

しかし、少子化の進行、共働きの進行など、子育て家庭をめぐる環境はますます変化し
ています。それに加え、子育て世代の持つ価値観の変容など、支援のあり方をめぐっては、
さらなる柔軟性を求められています。

国では、「こどもまんなか社会の実現」に向けた法整備を進め、「子ども・子育て支援事
業計画」においても、これまでの子育て家庭を社会全体で後押しする計画から、子どもの
視点を持って、ビジョンを描く要素も必要となっています。第2期計画から引き続き、子
どもの育ちにとって何より大切なのは、心豊かな家族としっかりとした家庭を築くこと
であり、保護者が責任を持って子育てを担うことを前提としながらも、その役割を果たす
ことができるよう支援を強化していくことが、地域社会の重要な役割といえます。

以上の考え方を踏まえ、本計画では、第2期計画の基本理念を継承し、「こころのふるさ
と」として高野町全体で子育てに取り組み、「子育ての源」となるようなまちづくりを進め
ます。



Pickup!



高野町学びの交流拠点『高野山学びの杜』
高野町の宝である自然・歴史・文化・人を活かし、
『開く』『守る』『交わる』ことで、日本の先駆け
となる高野町モデルの学び舎。
世代を超えて使い続けられる施設をめざします。



基本目標
1

すべての子どもが
心豊かに育つために

- ・次代を担う子どもたちの育成
- ・次代の親の育成
- ・外国につながる子どもへの支援
- ・障がい児支援
- ・虐待防止 等



基本目標
2

すべての子育て家庭
を支援するために

- ・地域における子育てサービスの充実
- ・経済的負担の軽減
- ・ひとり親家庭への支援 等



基本目標
3

親子が健やかに
過ごせるために

- ・親と子の健康づくり
- ・食育の推進
- ・小児医療体制の整備 等



こころのふるさと
子育ての源 こうや



基本目標
4

子育て支援する
ための環境整備

- ・生活環境の整備
- ・良質な保育サービスの提供
- ・仕事と生活の調和の促進 等



地域の見守り



2

基本目標

基本目標1 すべての子どもが心豊かに育つために

視点

子どもの視点に立った施策の推進

子どもが希望を持って成長できるよう、豊かな人間性と社会性を育み、家庭や地域と連携を図りながら、魅力ある教育環境をつくります。

また、次代の親の育成や家庭支援など、親育ち支援を推進します。

基本目標2 すべての子育て家庭を支援するために

視点

子育て家庭が子育てしやすくなるための支援

多様な家庭環境にある子育て家庭を支援することを目的に、地域の子育てサービスの充実を図ります。また、保護者同士の交流を深め、子育て中の親が孤立しないように各種情報発信や保護者同士の交流の促進、相談支援のさらなる充実を図ります。さらには出産報奨金や児童給付金等、子育てに係る経済的負担の軽減に継続して取り組みます。

基本目標3 親子が健やかに過ごせるために

視点

親も子どもも健やかに過ごすための支援体制

親子の健康にかかわる相談・健康診査・保健指導・小児医療を充実し、安心して子どもを生み育てることができる環境をつくっていきます。食育の推進や思春期の保健対策の取り組み等により自己の健康管理への意識を高め、親と子の健康の保持増進を図ります。

基本目標4 子育て支援するための環境整備

視点

生活環境や子育てしやすい環境づくり

子どもを安心して生み育てることができるよう地域の住環境、道路交通環境、公共施設や公共交通機関等の整備等を推進します。

また、男女共同参画社会が進む中、保育サービスの充実等、男女ともに子育てをしながら働きやすい社会の実現をめざします。

3

施策体系

基本
理念

こころのふるさと 子育ての源 こうや
～すべての命を慈しみ、共に守り育てるまちづくり～

基本目標

具 体 的 施 策

1

すべての子どもが
心豊かに育つために

- (1) 次代を担う子どもたちの育成
- (2) 次代の親の育成
- (3) 子どもの健全育成と思春期保健の充実
- (4) 児童虐待防止対策の充実
- (5) 障がい児・障がい児家庭に対する支援の充実
- (6) 外国につながる子どもへの支援の充実

2

すべての子育て家庭を
支援するために

- (1) 地域における子育て支援体制の充実
- (2) 子育て家庭の経済的負担の軽減
- (3) ひとり親家庭等の自立支援
- (4) 子どもの貧困対策の充実

3

親子が健やかに
過ごせるために

- (1) 親と子の健康づくり支援
- (2) 食育の推進
- (3) 小児医療体制の整備

4

子育て支援するための
環境整備

- (1) 良質な保育サービスの提供
- (2) 子育てを支援する生活環境の整備
- (3) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の促進
- (4) 男女共同参画の子育て環境づくり

教育・保育と地域子ども・子育て支援事業の提供体制

4 提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画において、「教育・保育」、「地域子ども・子育て支援事業」を提供する区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定め、当該区域ごとに「量の見込み」、「確保の内容」、「実施時期」を定めることとされています。

本町においては、1か所で全町的な利用ニーズに対応している事業等もあることから、効率的に資源を活用できるよう、教育・保育提供区域を1圏域（全町）と設定し、地域のニーズに応じた教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の整備に努めます。



第3章 施策の展開



『基本目標1 すべての子どもが心豊かに育つために』

(1) 次代を担う子どもたちの育成

① 魅力ある学校教育の推進

- 高野町学びの交流拠点整備事業において、認定こども園、小学校、中学校、公民館、給食センターが一つになった「高野山学びの杜」が建設されました。「高野山学びの杜」を有効に活用し、子どもたちが新しい教育環境でのびのびと学び、世代を超えて交流できるよう、快適な環境づくりに努めます。
- 基礎的・基本的な学力を確実に身につけるため、学ぶ意欲、思考力、判断力、表現力を育成し、問題解決力や社会への対応力を養うため、一人ひとりの子どもに応じたきめ細かな指導を行うとともに、子どもたちが学ぶことの楽しさを実感でき、学習意欲を高める授業への取り組みを推進します。
- 学校教育においては、小学校1年生から中学校3年生までの9年間を通して、英国の公的な国際文化交流機関であるブリティッシュ・カウンシル[※]と協働し、英語教育プログラムを実施します。

〈具体的な事業〉

事業名	事業内容
学びの交流拠点の維持・管理	快適な学校環境を提供するため、「高野山学びの杜」の維持・管理に努めます。
教員の資質の向上	教職員の自主的・主体的な研修を奨励・支援し、支援体制の整備を図るとともに、自信と責任を持った指導者としての力量を高めていきます。
学習意欲の向上	道徳科を中心とした管内小中学校の授業改善への取り組み、和歌山の基礎基本スタイルの徹底、家庭学習の充実など学習意欲を高める取り組みを進めます。

※ブリティッシュ・カウンシル：各国での英語の普及や教育・文化交流を目的とした英国の公的な国際文化交流機関。

事業名	事業内容
外国語教育支援事業	令和3年度から外国語活動・外国語教育充実事業が実施され、多くの児童生徒が言語目標を達成し、教員・児童生徒の英語に対する前向きな姿勢がみられます。 今後は教員への持続的な研修等を行い、持続可能な指導体制を構築し、高野町独自の英語教育を推進します。
幼小中の連携強化	「高野山学びの杜」における複合施設としての機能を有効に活用することで、認定こども園・小学校・中学校の連携を強化し、系統的・連続的な教育を推進します。認定こども園・小学校・中学校が連携を図るための「幼小中連携会議」の設置等、就学前教育と9年間の義務教育を見通した教育を推進します。
学校教育における環境学習の充実	平成16年に「紀伊山地の霊場と参詣道」が世界遺産に登録されるなど、高野山周辺には豊富な自然資源があります。これらを活かした学校教育や自然体験、環境への関心を醸成し、本町独自の魅力ある学校教育、環境学習の充実を図ります。
地域のスポーツ環境の整備	子どもの人数が減少する中で、学校のクラブ活動をはじめとして様々なスポーツ活動の機会が減っています。こうした課題を解消し、子どもの肉体的・精神的な健全育成のため、子どもたちだけでなく、地域の住民や高野山大学と連携した生涯スポーツ社会の実現に向けて学校施設を活用し、内容の充実に取り組みます。



② 子どもの豊かな心の育みへの支援

- いじめや不登校に悩む子どもたちに対し、その原因の究明と不登校にいたる悩みに対する相談体制の充実と、いじめや不登校の状態に陥った子どもや保護者に対し、専門的な立場から児童生徒のケアにあたるスクールカウンセラー等による相談活動の充実が求められています。
- 学校内でのいじめや差別など子どもの人権侵害の発生を防止するため、児童生徒への人権教育の実施と、教職員の研修による対応能力の向上や、学校をはじめ専門機関等の連携による相談体制の充実と相談窓口の児童生徒への周知により、早期発見と当事者へのより適切な対応を図ります。また、「高野町いじめ防止基本方針」に基づく対策の実施や管内小中学校と関係機関（教育委員会・総務課・介護福祉課）の連携を進めます。
- 不登校児童生徒の居場所づくり（適応指導教室）は未設置ですが、必要に応じて対応を進めます。

〈具体的な事業〉

事業名	事業内容
子どもの悩み相談体制の充実	いじめや不登校の悩みを抱える子どもや保護者に対し、専門的な立場から児童生徒のケアにあたるスクールカウンセラー等による相談活動を充実させます。
子どもの人権教育の推進	一人ひとりの子どもの人権尊重を最重点に置き、善悪についての正しい判断力を身につけ、いじめや差別を見抜き、なくすための実践的態度がとれる教育・指導を進めます。
いじめの早期発見・早期解決への取り組み	小中学校では、年間3回以上のいじめアンケート（必要に応じた個人面談）を行うなどいじめの早期発見・早期解決への取り組み、解決率100%をめざします。
ケース会議の開催	小中学校で、累計で5日以上欠席がある児童生徒については、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを含めた校内委員会を月に1回程度開催し、原因の究明や保護者との連携を図ります。

(2) 次代の親の育成

① 親となるための学習機会の充実

- 認定こども園での中学生と乳幼児とのふれあい体験を通じて、家庭の大切さや子どもを
生み育てることの意義を理解し、子どもが社会の一員として、自覚と責任を持って行動で
きる社会性を育むための取り組みを進めます。

〈具体的な事業〉

事業名	事業内容
園児とふれあう 場づくり	「高野山学びの杜」において、認定こども園の園児との交流事業を推進します。認定こども園園児と中学校生徒の交流事業（芋掘り、プランター植栽等）を計画的に実施したり、保育実習を体験したりする中で、小さな子どもへの思いやりや接し方を学ぶ機会を設けます。また、接続連携事業を通じて、小学生との交流機会を設ける取り組みを実施しています。

② 親になるために必要な意識づくり

- 命の大切さを学び、将来親となるための意識の高揚を図るとともに、人間関係を大切に
する意識の醸成を図り、学校や家庭、地域の中で、乳幼児から高齢者まで様々な形の交流
やふれあいを推進します。

〈具体的な事業〉

事業名	事業内容
豊かな心を育む教育の 推進	将来、親となる青少年に父性や母性を養ってもらうため、学校教育において豊かな心を育む教育や、子育ての楽しさを学習する取り組みを推進します。
地域の青年リーダーの 発掘・育成	「高野山学びの杜」での交流事業等を通して、地域の伝承文化や、高齢者の生活体験等を子どもたちに伝えるとともに、各種体験活動を支えていくような地域の青年リーダーの発掘・育成に努めます。

(3) 子どもの健全育成と思春期保健の充実

① 子どもの健全育成と世代間交流

- 子どもの居場所づくりや世代間交流の場として、「高野山学びの杜」やこども食堂（地域食堂）を活用し、子どもたちが地域の人々とふれあう機会を増やします。
- 高野町民協力の下、「放課後子ども教室」等を実施し、児童生徒と地域の交流を図っています。地域学習を取り入れ、和歌山大学附属小との交流を通じて、郷土の歴史や文化とふれあう機会を充実することで、児童の健全育成活動を推進します。

〈具体的な事業〉

事業名	事業内容
世代間交流の推進	子どもたちが様々な体験から協調性・思いやりの心を育めるよう、「高野山学びの杜」において、様々な世代の方が訪れる公民館事業と、子どもたちが地域の人々と交流を図り郷土の歴史や文化とふれあう機会の充実を図ります。また、町内の身近な場所で、異世代とふれあう機会の提供や和歌山大学附属小との交流に加え、地域の行事等に参加できる取り組みを今後も推進します。
子どもの世代間交流事業の充実	こども園園児と中学校生徒の交流事業（芋掘り、プランター植栽等）の実施や保育実習の体験を通じて、小さな子どもへの思いやりや接し方を学ぶ機会の充実を図ります。
学校・家庭・地域の連携強化	本町では、地域における助け合いの心が根付いており、地域ぐるみで子どもを育てていくといった意識が強く残っています。今後とも家庭と地域、学校の連携を強化し、地域ぐるみで子育て支援に取り組みます。
子どもの居場所づくり	子どもたちの余暇時間が増えたことに伴い、「高野山学びの杜」をはじめとした公共施設を活用して、いつでも友人や世代を超えた交流のできる居場所づくりを行います。これにより、青少年の健全育成、子どもに対する犯罪防止に努めます。
こども食堂（地域食堂）の設置	食事の提供を通して、子どもの居場所づくりや学習支援、地域の人々との交流の拠点となるこども食堂（地域食堂）の設置を推進します。

② 郷土の歴史・文化・景観とふれあう機会の充実

- 子どもたちが自分の住む地域に誇りを持ち、その誇りを未来に伝えていくために、郷土の歴史や伝統文化とふれあう機会の充実を図ります。
- 歴史的景観を後世に残すため、環境に対する啓発を行うイベント等の開催により、地域の魅力を再確認するとともに、学び伝えるふるさと教育の充実を図ります。そのために事業をコーディネートできる人材の発掘に取り組みます。

〈具体的な事業〉

事業名	事業内容
郷土の歴史・文化とふれあう機会の充実	子どもたちが自分の住む地域に誇りを持ち、その誇りを未来に伝えていくために、郷土の歴史や伝統文化とふれあう機会の充実を図ります。 重点的な学校教育方針の一つとして、「ふるさと学習」の推進を取り上げ、小中学校においても、意識的・計画的に実施しています。特に、小学校低学年から実施する体験活動は、ふるさと高野町の歴史や伝統文化を意識して計画されており、地域の魅力を再確認するとともに、学び伝えるふるさと教育の充実を図ります。
環境に関する啓発の推進	世界遺産に登録された高野山周辺の文化的景観を後世に残すため、環境に関する学習・イベント等を実施して、子どもに対して環境に関する啓発に努めます。

③ 思春期の相談体制と健全な性教育の充実

- いじめ、不登校等、子どもの心の問題に関する相談体制の充実を図り、専門的知識を有する相談員の確保・育成に努めます。
- 各学校において、各学年の性教育年間計画を立て、児童生徒の発達段階に応じた性教育を実施しています。また、保健指導等を通して異性を尊重することや性情報への対処の仕方など正しい知識の啓発に努めます。

〈具体的な事業〉

事業名	事業内容
思春期における相談体制の充実	子どもや保護者・教職員のカウンセリングや指導・助言が行える人材を配置し、相談体制の充実を図ります。小中学校では、保健・体育科を中心として、発達段階に応じた性教育を実施します。また、中学校には、スクールカウンセラーを配置し、専門的な立場から思春期を迎える生徒の悩み相談を受け入れる体制を整えています。

事業名	事業内容
性教育の推進	性に関すること、生命の尊さに関することなどについての学習の機会を充実させ、特に性教育にあたっては、子どもの発達段階を踏まえながら計画的に指導を行い、正しい知識の普及・啓発を図ります。

④ 喫煙・飲酒・薬物防止・健康管理等に対する啓発

○子どもの発達段階に応じ、エイズ・性感染症の危険性や、喫煙・飲酒・薬物等を乱用することによる健康への影響について、正しい知識の普及・啓発を図ります。家庭や地域における取り組みを支援します。

〈具体的な事業〉

事業名	事業内容
喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の推進	管内小中学校では年1回、薬物乱用防止教室を開催します。飲酒喫煙の害、エイズについては保健の授業を通じた教育により、正しい知識の普及・啓発を図ります。発達年齢に合わせた計画的な指導に取り組みます。
いのちの授業の実施	高野山総合診療所では、がん教育の一環として管内小中学校の児童生徒に対し「いのちの授業」を行っています。医師から最新のがん治療等についての説明やいのちの大切さについてワークショップを行い、「自身で考え体験したことを身近な人に伝えることの大切さ」の一助として今後も取り組みます。

⑤ 子どもを取り巻く有害環境の排除

○ネットの利用に関する研修を、教師向け、保護者向け、児童生徒向けに実施します。インターネットを利用したLINEやSNSの急速な普及への対応は遅れがちであり、繰り返し使い方等の啓発を推進するとともに、引き続き、関係者間での連携・協力を強化します。

○関係機関と連携しながら、有害情報等から子どもを守る環境づくりを進めていきます。

〈具体的な事業〉

事業名	事業内容
有害情報から子どもを守る環境づくり	性や暴力等に関する過激な内容の雑誌やDVD、ビデオ、ゲームソフト等に加え、インターネット（LINEやSNS）の普及による、出会い系サイトや学校裏サイト等による犯罪、被害を防止するため、学校、青少年育成団体、地域と連携を図り、情報の提供や研修会の実施など、啓発を進めます。

(4) 児童虐待防止対策の充実

① 児童虐待を未然に防ぐ対策の強化

- 児童虐待は、子どもの心身の発達や人格の形成に重大な影響を与えます。育児不安や児童虐待の早期発見に努め、訪問による援助・育児指導を拡大します。
- 本町では、迅速かつ柔軟に対応できる虐待防止ネットワークの体制整備として、現在、子どもの虐待防止対策推進のため、要保護児童対策地域協議会※（児童虐待防止ネットワーク）を設置し、認定こども園、教育（小中学校）、警察、児童相談所、診療所等関係機関と連携し、早期発見による適切な保護または支援ができるよう取り組んでいます。引き続きネットワークの強化に努めるとともに、保護者との連携の強化を推進します。

〈具体的な事業〉

事業名	事業内容
要保護児童対策地域協議会（児童虐待防止ネットワーク）機能の強化	虐待防止ネットワークを通じ、虐待に関する勉強会や事例検討会を実施し、関係団体間の虐待に関する現状の共有に努めます。緊急時にはよりスムーズな対応が図れるよう、ネットワークの強化を図ります。
関係機関の連携による支援の推進	虐待を受けた子どもをはじめ、障がい児やひとり親家庭の子ども等、何らかの援護を要する子どもを支援するために、子どもにかかわる機関のネットワークを中心にさらに連携を密にし、子どもにとって最善の手立てを講じるとともに、家庭への適切な支援を行います。
DV※等の暴力根絶の意識啓発	DVの根絶に向けた意識啓発を行うとともに、DVが児童の目の前で行われることが、児童に心理的影響を及ぼすものとしての児童虐待であることの認識を持って、DV防止を推進します。

※要保護児童対策地域協議会：虐待を受けた子どもをはじめとする要保護児童に関する情報の交換や支援を行うために、協議を行う場。

※DV：ドメスティック・バイオレンスの略で、配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者からの暴力の意味。





計画必須記載事項

□養育支援訪問事業

育児ストレス、産後うつ病等の問題を抱え、養育支援が特に必要な家庭に対し、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことで、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

養育支援の必要な家庭への全戸訪問を想定し、提供体制を確保します。

□子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等への入所により、必要な保護を行う事業です。

令和6年度より、専任人員配置支援等受け入れ施設に対する支援が拡充されました。対象家庭に対し、支援を実施していきます。

□子育て世帯訪問支援事業

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。

妊婦・生後1歳未満の子を養育し、家事・育児の援助が受けられない家庭で、家事支援が必要と判断した家庭に対し、支援を実施していきます。支援サービスが提供できる体制整備が必要です。

□児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して居場所となる場を開設し、生活習慣の形成や学習のサポート、食事の提供等の支援を行うことで、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

現在、該当事業は実施していませんが、「高野山学びの杜」やこども食堂（地域食堂）による安全・安心な居場所の提供を行っていきます。国や近隣自治体の動向、本町の状況を踏まえながら、事業の実施について検討します。



このマークがある事業は、国の規定ではありませんが、高野町独自で類似事業を実施しています。

(5) 障がい児・障がい児家庭に対する支援の充実

① 障がい児保育・教育の充実

- 障がいのある子どもとその家庭に対しては、一人ひとりの障がいの状況に応じた、きめ細かい支援を行っていく必要があります。障がい児が地域の中で安心して生活できるよう、保健、医療、福祉、教育等の各種施策の円滑な連携により、総合的な取り組みを推進します。
- 橋本・伊都自立支援協議会（就労部会）、ハローワークとの連携の下、安定した就職につながるようパンフレット等の配布を実施します。

〈具体的な事業〉

事業名	事業内容
障がい児保育の充実	障がいのある子どもの健全な成長発達のために、個々にとって最善の保育の場での支援を推進します。 関係機関と連携を図り、受け入れ体制の強化や、保育内容の充実等、障がいのない子どもとともに保育ができる体制の充実に努めます。
障がい児教育の充実	障がいのある子どもがその能力や特性に応じた適切な教育を受けられるよう、就学相談支援体制の充実を図るとともに、可能性を最大限に伸ばし、社会的な自立ができるよう障がい児教育の充実を図ります。 障がい児教育の専門性を高めるために、先生方の研修を推進します。

② 障がい児を持つ家庭への相談・支援体制の整備

- 障がい児を持つ保護者の声を聞き、障がいの状況や、集団での生活状況を考え、早期から適切な療育を受けられるよう保健師、保育士等が連携し、関係施設への紹介や医療機関等へ連携するための相談・支援体制の整備に努めます。
- 障がいのある子どもを対象とした、日常生活における基本的な動作の指導、知的技能の付与、集団生活の適応訓練等を行う「児童発達支援」、学校の授業終了後や休校日に、児童発達支援センター等の施設で生活能力向上のために必要な訓練や社会との交流の促進等の支援を行う「放課後等デイサービス」を提供する施設が町内にないことから、町外の事業所等への通園・通所に係る支援を行います。

〈具体的な事業〉

事業名	事業内容
相談体制の充実	障がいのある子どもとその家庭にとって身近な相談窓口となるように、相談をしやすい環境づくりに努めます。

事業名	事業内容
通園・通所支援の充実	障がいのある子どもが児童発達支援や放課後等デイサービス等の支援を円滑に受けられるように、児童発達支援センター「つくしんぼ園（社会福祉法人桃郷）」等の施設への通園・通所に係る経費（運転手・添乗員の人件費、燃料費）の補助等を行います。

（6）外国につながる子どもへの支援の充実

① 日本語教育が必要な児童生徒への支援

○多国籍化が進む中、保護者や子どもが日本で暮らしやすい生活を支援するため、保護者や教育・保育施設等に向け、語学教育等の適切な支援の実施に努めます。

〈具体的な事業〉

事業名	事業内容
早期適応教室	日本語による授業の理解が困難な外国人の児童生徒を支援するため、初期の日本語教育や小中学校への適応指導を行う早期適応教室を設置し、小中学校への早期適応を図ります。
日本語指導助手の配置	日本語による授業の理解が困難な外国人の児童生徒を支援するため、日本語指導助手を配置し、初期の日本語教育や小中学校への適応指導を行います。





『基本目標 2 すべての子育て家庭を支援するために』

(1) 地域における子育て支援体制の充実

① 地域子育て支援センター等の充実

- 平成 26 年 4 月に高野町保健福祉センター内に地域子育て支援センターを開設し、令和 5 年度に高野山こども園舎内へ移転しました。妊産婦同士や子どもを持つ親が互いに情報交換や情報共有することにより、子育てに対する不安や、ストレスの解消に役立つ機会づくりを推進します。
- 地域における支援活動として、母子保健推進員を委嘱し、地域における子育て支援活動を強化します。
- 地域子育て支援センターの利用者数減少が課題となっているため、活動内容や行事について、保護者への周知に努めます。

〈具体的な事業〉

事業名	事業内容
子育て支援センターの充実	令和 5 年度より子育て支援センターを高野山こども園舎内に併設し、未就園児の一時預かり保育を実施しており、育児疲れ等の対策としても活用いただけます。引き続き、子育て中の親子が交流し、気軽に相談でき、情報提供や講習を受けることができるなど、地域の実情に応じた事業を実施し、地域の子育て家庭に対する支援を行うことにより、多様化する保育ニーズに対応します。 利用促進に向けて、保護者向け研修の実施や広報・ホームページ等を利用した周知に努めます。



計画必須記載事項

□地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

高野山こども園と併設した子育て支援センター 1 施設で、今後も引き続き利用者のニーズに対応できる提供体制を確保します。

② 子育てに関する相談体制と情報発信体制の充実

- 高野山こども園と子育て支援センターが同施設となり、相談支援や連携がスムーズに行えるようになりました。
- 多様化・複雑化する相談について、高野山こども園や子育て支援センター等における相談機能や情報提供機能の充実を図り、子育てに関するまちの情報がより身近でわかりやすい情報となるよう、その提供方法について検討します。
- すべての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う場として、こども家庭センターの機能統合を検討します。

〈具体的な事業〉

事業名	事業内容
相談体制の充実	高野山こども園、子育て支援センター、子育て世代包括支援センター等において、保護者が子育ての悩みから日常生活の悩みまで気兼ねなく相談できる体制づくりを促進します。高野山こども園に看護師を常勤配置し、保健、医療的な相談に対応できる体制を強化するとともに、住民の方への周知に努めます。
子育て情報の充実と周知	子育て支援サービスや各種の情報を集約した町広報誌やホームページ、対象世帯へのダイレクトメール等を通じて子育て支援情報を提供し、子育てに対する負担、不安の軽減を図るとともに、さらなる情報の周知に取り組みます。
主任児童委員、民生児童委員活動の充実	健やかに子どもを生み育てる環境づくりを、社会全体の課題として支援するために、主任児童委員、民生児童委員との連携を密にし、地域における子育て相談・支援体制の充実を図ります。
こども家庭センターの設置	すべての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行うため、母子保健を管轄する子育て世代包括支援センターの機能と、要保護児童対策地域協議会等の児童福祉機能を併せ持つ専門部署（こども家庭センター）を創設します。



計画必須記載事項

□利用者支援事業

子どもやその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子ども・子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

令和6年度現在、2か所（子育て世代包括支援センター、子育て支援センター）で実施しています。今後も引き続き利用者のニーズに対応できるよう提供体制を確保します。

□親子関係形成支援事業

子育てに悩みや不安を抱える保護者とその子どもを対象に、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じた情報の提供、相談及び助言の実施や、同じ悩みや不安を抱える保護者同士の交流の場を設けるなど、親子間の適切な関係性の構築を図るための事業です。

現在、該当事業は実施していませんが、国や近隣自治体の動向、本町の状況を踏まえながら、事業の実施について検討します。

③ 地域における子育て支援ネットワークづくり

- 次代を担う子どもたちを地域の中で健やかに育むためには、地域の子どもを育成・教育する地域力を回復させることが重要です。そのため、子育て支援を推進するための地域連絡会を開催するなど、総合的な子育て支援を推進するネットワークの構築に取り組んでいます。
- 高野山こども園・子育て支援センター利用者間でのネットワークができたことで、不安や悩み、子育てに対する情報交換ができています。子育て支援センターについては、里帰りの方や近隣の町外の親子も利用しています。
- 子育て支援センター等、地域における子育て支援の拠点になる場においては、より多くの人が使いやすいようにし、拠点施設を中心としてより多くの住民が気軽に立ち寄り、情報交換等を行い、子育てに関する不安を減らすことができるような運営に努めます。

〈具体的な事業〉

事業名	事業内容
地域における子育て支援意識の向上	乳幼児においては、子育て支援センター、乳幼児健診等の相談の機会を利用して、印刷物の配布等を行い、タウンミーティングの実施により、子育て支援意識の向上を図ります。

事業名	事業内容
子育て支援ネットワークづくり	子育てに関する様々な問題を解決するために、地域の子育て経験者をはじめとする地域の子育て支援の仕組みづくりを推進し、子育て支援ネットワークづくりに努めます。 小中学校や公民館、教育委員会等が一つの建物になった地域における子育ての拠点「高野山学びの杜」において、情報交換を円滑に行うことができる運営をめざします。



計画必須記載事項

□ファミリー・サポート・センター事業（0歳～小学生）



乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者で児童の預かり等の援助を受けることを希望する者（依頼会員）と、当該援助を行うことを希望する者（提供会員）との登録制による相互援助活動を行う事業です。

現在、該当事業は実施していませんが、富貴地区の1団体で子どもサポート支援事業を実施しており、今後も引き続き利用者のニーズに対応できる提供体制を確保します。国や近隣自治体の動向、本町の状況を踏まえながら、事業の実施について検討します。

（2）子育て家庭の経済的負担の軽減

① 経済的負担の軽減

- 安心して子どもを生き育てるためには、子育て家庭の経済的な安定が必要です。保育・幼児教育の無償化の継続に努めるとともに、出産報奨金の拡充、各種手当や乳幼児・子ども医療費等の助成を充実させることにより、今後も保護者の経済的負担の軽減を図ります。
- 出産・子育て支援制度の周知・徹底によるさらなる普及・促進に取り組みます。

〈具体的な事業〉

事業名	事業内容
児童手当の支給	家庭教育の安定と次代を担う児童の健全育成を図るため、保護者へ児童手当を支給します。
出産報奨金の支給	第1子5万円、第2子10万円、第3子20万円、第4子以降30万円を支給します。（妊婦のための支援給付に上乗せ支給）
乳幼児医療費助成制度	乳幼児から就学前までの子どもの医療費の助成を実施します。

事業名	事業内容
高野町こども医療支給制度	小学校1年生から18歳となる日の属する年度末(3月31日)までの子どもの医療費の助成を実施します。
ひとり親家庭医療制度	母子(父子)家庭の子どもが18歳となる日の属する年度末(3月31日)までの医療費を支給します。
保育料の助成	平成29年度より実施している、第1子からの保育料無償化の継続に努めます。
出産・子育て支援制度の普及・促進	児童手当や乳幼児医療費助成等の経済的支援制度を周知し、引き続き利用の促進を図るとともに、制度の徹底に努めます。年間スケジュールの配布やホームページ、広報等を用いた啓発活動を実施します。

(3) ひとり親家庭等の自立支援

① ひとり親家庭への相談体制づくり

○それぞれの家庭の悩みや問題に対応できるよう、悩みの相談窓口となるよう民生委員、児童委員と連携を強化するとともに、相談窓口の周知を積極的に行うなど、より相談しやすい体制づくりに努めます。

〈具体的な事業〉

事業名	事業内容
支援活動の推進	ひとり親家庭に対して、関係機関・関係団体との連携を図りながら、生活相談、就労相談、生活指導等の相談指導機能の強化に努めます。

② ひとり親家庭の生活安定と自立支援

○それぞれの家庭が自立した生活を営めるよう、母子父子寡婦福祉資金貸付金制度や医療費助成等の各種手当の支給を通じ、ひとり親家庭の経済的支援を行うとともに、雇用の促進についても企業や地域に働きかけていきます。

○支援を必要とするひとり親が相談窓口に確実につながるような体制づくりを進めます。

〈具体的な事業〉

事業名	事業内容
ひとり親家庭等の自立支援の推進	ひとり親家庭が自立した生活を営めるように、相談事業や経済的支援等に取り組んでいきます。また、ひとり親家庭への自立支援に関する情報提供に努めます。
支援制度の周知	ひとり親家庭に対する支援制度の認知度向上のための周知を徹底します。

事業名	事業内容
ひとり親家支援事業	社会福祉協議会と連携し、ひとり親家庭の児童を対象に遠足等のレクリエーションの場を提供します。

(4) 子どもの貧困対策の充実

① 経済的支援の充実

○貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、心身ともに健やかな育ちを支援する仕組みが必要です。このため、貧困の状況にある世帯の経済的支援、保護者や子どもの生活支援や就労支援、また、子どもの能力や可能性を伸ばすための教育や学習支援を、子どもの置かれた状況を見て、その意見を尊重し、最善の利益を考慮しながら推進します。

〈具体的な事業〉

事業名	事業内容
生活困窮者自立支援事業	経済的な問題等生活上の困難に直面している人を対象に、地域で自立して生活が行えるよう、一人ひとりの状況に応じた自立相談支援や就労支援を行います。
生活保護制度における教育扶助	生活保護世帯の子どもを対象に義務教育に伴う学用品や給食費等を支給します。
就学援助費給付	経済的な理由によって就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対して、学用品費や給食費等の就学に要する費用の援助を行うことによって、義務教育の円滑な実施を進めます。



計画必須記載事項

□実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設※等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

国が定める「実費徴収に係る補足給付事業実施要綱」に基づき、助成を実施します。

※特定教育・保育施設：認定こども園、認可保育所、幼稚園等。



『基本目標3 親子が健やかに過ごせるために』

(1) 親と子の健康づくり支援

① 妊娠、出産、新生児、育児期の健康の確保

- 安心して子どもを産み育てるためには、妊婦、乳幼児に対する健康診査や保健指導の基本的なサービスや、予防接種の勧奨、健診未受診者への受診勧奨、妊娠・出産・新生児・育児期を通じて切れ目のない母子保健サービスを提供し、親と子の健康の保持増進を図ります。
- 本町では、親子教室を月2回、アレルギー教室を4か月に1回開催しています。離乳食教室の参加率が低かったため、1か月に1回の健康相談時に栄養士からの個別相談を受けられるようにしています。乳幼児健診に関しては、従来通りのスタンスで健診を実施しており、母子保健推進員の受診勧奨により、受診率は4か月見健診を除き100%となっています。
- 専門スタッフの確保や健診後のフォロー体制、母子保健推進員及び保健師による相談の充実を図り、医療・福祉・教育等の関係機関との連携強化に努めます。
- 管理システムについては、健康家族システムのバージョンアップにより、さらに詳細なデータの蓄積が可能となるため、それを用いて保健指導の充実を図ります。

〈具体的な事業〉

事業名	事業内容
妊産婦健診事業の実施	妊娠届出に基づき、母子健康手帳を交付し、妊婦に対する妊娠初期からの医学的管理と保健指導を適切に行うための妊産婦健診事業を実施します。
保健指導の充実と保健情報の普及	妊産婦・新生児・乳幼児に家庭訪問等で必要な保健指導を行い、正常な妊娠・分娩・産じょくを経て新生児が順調に成育できるように、妊娠期からより良い育児環境を整えられる指導・支援を推進します。また、両親が出産・育児に必要な情報を得られるよう、各種講座や子育て講演会等を通じた知識の普及を図るとともに、訪問指導や健康相談の実施及び令和4年度から開始した伴走型相談支援により、ニーズに応じたきめ細かな情報提供と有効な実践活動の普及・啓発を図ります。

事業名	事業内容
乳幼児健診の充実	乳幼児を対象に、疾病や障がいの早期発見・早期対応を図るため、乳幼児健診や各成長段階・特性に合わせた健康診査を行います。健康診査時に、成長・発達・栄養・子育てに関する相談・保健指導を行うとともに、保護者の健康状態や生活・育児状況等を把握し、安心して健全な子育てができるよう支援を行います。また、健康診査の未受診者の把握に努め、すべての乳幼児に保健サービスの提供を図ります。
疾病等の予防・早期発見の促進	感染症の発生及び蔓延を予防するために、予防接種に関する正しい知識の普及を図り、予防接種率の向上をめざします。また、妊産婦や乳幼児を対象とした健康診査の実施及び健康診査後のフォロー、親子教室や発達障害等支援専門員によるこども園巡回訪問事業等により、疾病及び発育・発達上または養育上の問題等の早期発見に努めます。それにより、適切な医療機関への受診・相談と早期対応を促進します。
管理システムの充実	一貫した健康管理が行えるよう、住民基本台帳をもとに、健康診査・健康教室・予防接種の受診状況等に関する一元的なデータ管理システムの充実を図ります。



計画必須記載事項

□妊婦健診事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた健康診査を実施する事業です。

妊婦健診の受診率 100%を想定し、提供体制を確保します。

□乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

全戸訪問事業であるため、実施率は 100%を想定し、提供体制を確保します。

□妊婦等包括相談支援事業

すべての妊婦、子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ「伴走型相談支援」として、出産・育児に必要な情報を提供する事業です。

妊娠届出時、妊婦訪問時、出生届出時にアンケート及び面談を実施し、妊産婦の不安や困りごとを把握し、問題の解決に向けた保健指導やサービスの紹介を行います。

また、妊婦訪問や新生児訪問時には、保健師以外に助産師も同行し、きめ細かな支援につなぐとともに、ニーズに合わせた情報を提供します。

□産後ケア事業

母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業です。ゆっくりと休養をとったり、授乳指導等の支援を受けることができます。

施設に宿泊して産後の休息をとりながら相談等を行う宿泊型と、来所していただき産後ケアを行うデイサービス型を実施します。

② 保健情報の普及

- 親と子が主体的な健康づくりに取り組むことができるよう、相談事業等の充実に努めるとともに、健康づくりの啓発にも努めます。
- 母子保健事業を有効に活用できるよう、保健師等が事業の説明や紹介を行い情報提供に努めます。

〈具体的な事業〉

事業名	事業内容
主体的な健康づくりの啓発	健康にかかわるイベントや、家庭での食育指導等の健康講座を開催し、広報での情報提供を行います。また、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となった事業の再開について検討します。それらを通じて住民に「自分の身体は自分で守る」という意識を高く持ってもらい、主体的な健康づくりの啓発に努めます。

③ 不慮の事故から子どもを守るための体制の充実

- 乳幼児の急な疾患等に対する救急医療の充実と、乳幼児突然死症候群（SIDS）や子どものアレルギー疾患、乳幼児の不慮の事故等から子どもを守るための、相談体制や医療体制の充実を図ります。
- 健康相談時にチラシ等により緊急な疾患等の際の連絡先の電話番号を周知します。

〈具体的な事業〉

事業名	事業内容
不慮の事故防止対策の推進	乳幼児の死亡原因の上位を占める誤飲・溺水・転落・やけどといった不慮の事故を未然に防ぐために、乳幼児健康相談等の場において、子どもの発達段階に応じた事故防止対策の啓発を行います。また、関係機関と連携した事故防止及び適切な応急処置等に関する教育・情報提供の推進に努めます。

(2) 食育の推進

① 食生活に関する啓発の推進

- 「食」は、人の生きる糧であり、望ましい食生活を定着させることは、健康的な生活習慣を形成する基本となることから、正しい食事のあり方や望ましい食習慣の定着を図るため、保健師、栄養士、歯科医師、歯科衛生士による健康相談やホームページにより、食に関する知識の普及・啓発を図り、家庭で健全な食生活が営めるように支援します。

〈具体的な事業〉

事業名	事業内容
食生活に関する啓発の推進	望ましい食生活を定着させることは、健康的な生活習慣を形成する基本となることから、離乳食教室の開催、また、認定こども園でも食に関する知識の普及・啓発を図り、必要時のフォローにつなげていきます。 教育委員会、保健師、栄養士、歯科医師、歯科衛生士と連携し、健康相談やホームページ、乳幼児健診の機会を活用し、食に関する知識の普及・啓発を図ります。
食に関する指導の充実	乳幼児期の食の基礎知識等については、保健師が健康相談等で対応します。認定こども園では、食育の一環として、園内で野菜づくりなどを実施し、収穫までの大変さを知り、収穫した野菜を使った調理実習に取り組みます。また、小学校5年生、高校1年生については、血圧の授業を通して食生活について学習する機会を設けます。



② 発達段階に応じた食育の推進

- 欠食や偏食など食生活の変容に関心を持ち、心身の発達に適切な「食」についての理解を深めるために、学校・家庭・地域が連携した食育を推進することがきわめて重要であり、食育基本法前文（生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもの）の趣旨を踏まえその充実に努めます。
- 乳幼児期は、食習慣の基礎が確立する大切な時期であり、「子どもの心とからだの健康のための食生活の大切さ」を伝えることに努めます。
- 認定こども園では、生活や遊びの中で子どもが食に興味を持つよう、発達段階に応じた食育を進めます。

〈具体的な事業〉

事業名	事業内容
食への関心の醸成	欠食や偏食など食生活の変容に関心を持ち、心身の発達に適切な「食」についての理解を深めるために、給食や家庭科等の教育課程において、食に関する知識と関心を醸成する学習・教育を推進します。

③ バラエティ豊かな給食の促進

- 子どもの身体の健全な発達に資するため、認定こども園・小中学校を通じた安全で栄養バランスのとれた学校給食事業の継続や、季節感を取り入れた行事食や旬の食材を使用した地産地消の積極的な推進を行い、地域における特色ある食文化の継承に努めます。
- 認定こども園では、乳幼児期の元気な心とからだをつくるための望ましい食習慣を身につけるため、年齢・発達段階に応じた食育計画を立てて実践しています。給食にはできるだけ地元食材を取り入れたいと考えていますが、そのためには、ある程度安定した量が必要となるため、その確保に努めます。

〈具体的な事業〉

事業名	事業内容
認定こども園・学校給食における食育の推進	認定こども園の食事や日常の保育を通して、健康な心身と正しい食習慣を形成するとともに、小学校においても給食等を通じて食に関する指導を行い、正しい食習慣を身につけるよう取り組みを推進します。
地産地消の給食の検討	認定こども園や小中学校の給食において、ジビエを使用した給食やバイキング給食、地元で採れた秋の味覚を給食の献立に取り入れるなど季節や地元産品が意識できるよう工夫し、実施します。

④ 食体験機会の充実

- 子どもの時期は社会に適応する基礎が築かれる時であり、この時期に正しい生活習慣や食習慣を身につけることは、長期的な健康づくりや心の育成に欠かすことができません。「食体験」は、農作物を育てる、収穫を体験する、調理をする、食べるなどのあらゆる活動を、楽しみながら学ぶことができ、生産者や自然の恵みに感謝する気持ちを育みます。
- 地元の農林業との連携を強化し、生産者の指導を受けながら、育てるところから食べるところまでを一貫して体験することで、様々な食に恵まれていることを実感し、食にかかわる人々の仕事や活動への理解も深めます。そのために、生産者との調整等や実施するための時間の確保へ取り組みます。

〈具体的な事業〉

事業名	事業内容
食の体験機会の充実	子どもやその保護者を対象に、米、野菜等を育てる喜びなどを伝える食の体験活動への支援を行います。また、小学4年生を対象に精進料理体験をお寺に協力いただき実施します。
食への関心度の向上	食生活改善推進委員等の協力で、幼児、児童を含めた親子を対象として食育活動を開催し、食への関心を高めるよう努めています。また、保護者の学校給食に対する関心も高く、積極的に試食会を実施しています。今後も引き続き実施します。

(3) 小児医療体制の整備

① 小児医療の充実

- 子どもの命と健康を守る上で小児医療の充実は必要不可欠です。本町では、18歳までの子どもの医療費が無料になったことで、子育て家庭の経済的負担は軽減されています。一方で、高野山総合診療所では、小児科医を月2回他機関連携として、応援医師による小児医療を実施しています。また、管内養護教諭と子どもについての学習会などを実施し、小児医療の充実を図ります。
- 小児ワクチンやアレルギー等の相談を行い、保護者とともに正しい知識の共有に引き続き取り組みます。

〈具体的な事業〉

事業名	事業内容
総合診療体制の実施	高野山総合診療所では、平成22年4月1日から、すべての診療科の受診が可能になる総合診療体制を救急医療体制も含め実施しています。

事業名	事業内容
医療機関情報共有の構築	町内の高野山総合診療所や富貴診療所を核とし、小児医療を含めた町内すべての医療機関における情報共有の強化を図ります。
救急医療情報システムの活用促進	救急医療情報システムの活用を促進するために、パンフレットの配布や町広報誌への掲載により、告知を行います。また、和歌山県遠隔医療推進協議会※に加盟しています。
かかりつけ医づくりの推進	子どもの健康管理・疾病予防に関して、町内の高野山総合診療所や富貴診療所を核とし、いつでも気軽に相談ができる「かかりつけ医」づくりを、いろいろな機会を通じて推進します。
いのちの授業の実施 (再掲)	高野山総合診療所では、がん教育の一環として管内小中学校の児童生徒に対し「いのちの授業」を行っています。医師から最新のがん治療等についての説明やいのちの大切さについてワークシヨップを行い、「自身で考え体験したことを身近な人に伝えることの大切さ」の一助として今後も取り組みます。

※和歌山県遠隔医療推進協議会：和歌山県内における遠隔医療体制を構築し、円滑な運用を推進することを目的とする協議会。





『基本目標4 子育て支援するための環境整備』

(1) 良質な保育サービスの提供

① 多様化する保育ニーズに対応した保育サービスの充実

- 保育サービスについては、子どもの保育を第一に考えるとともに、多様化する保護者の生活実態等を十分に踏まえた上でのサービスの提供体制を整えることが重要となっており、地域ぐるみによる子育て支援を実施していく必要があります。
- 令和2年度に着手した学びの交流拠点整備事業により、令和5年4月から「高野山学びの杜」にて新しい環境での保育を始めています。
- 新園舎への移転に併せ、0歳児保育の開始、一時預かり事業の開始等、保護者のニーズに寄り添った体制整備に努めてきました。今後も保護者のニーズに応える園運営に努めるとともに、少子化に対応した取り組みを進め、園の運営を維持継続します。

〈具体的な事業〉

事業名	事業内容
高野山こども園の充実	高野山こども園への柔軟な受け入れ、入園需要に応じた定員の見直し、就学前教育やニーズに対応した教育・保育内容の充実、施設整備等、時代に即した対応を行います。
延長保育の実施	平成26年4月より事業開始。0歳児から5歳児までの全園児を対象とした預かり保育、通常の保育時間を超えて保育を行うことで（早朝・延長保育）、多様化する保育ニーズに対応します。
一時預かり事業の実施	令和5年度に事業着手。就労形態の多様化に伴う一時預かり、傷病等による緊急時の保育、また、保護者の精神的・肉体的負担の軽減を図るために、1歳以上の就学前の未就園児を対象とした預かり保育により、多様化する保育ニーズに対応します。



計画必須記載事項

□幼児期の教育・保育の一体的提供・推進

教育・保育の提供体制については、認定こども園「高野町立高野山こども園」で、多様化する保育ニーズに対応しています。現状では、主に保育を必要とする就学前の子どもである2号認定・3号認定を対象に提供体制を確保しています。専業主婦（夫）家庭及び短時間就労家庭の幼稚園児（3～5歳）の1号認定は、第2期計画期間中の利用実績がありませんでしたが、ニーズに応じて提供体制を検討します。また、地域型保育事業（小規模保育事業、家庭的保育事業等）については、引き続き保護者のニーズを把握しながら、必要性について検討します。

□乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

保育所、幼稚園、認定こども園等を利用していない満3歳未満の乳幼児に対し、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に保育所、幼稚園、認定こども園等を利用できる事業です。

今後は需要量を把握し、利用者のニーズに対応できる提供体制を確保します。国や近隣自治体の動向、本町の状況を踏まえながら、事業の実施について検討します。

□延長保育事業（時間外保育事業）

保護者の就労形態に応じて、保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間を超えて保育を実施する事業です。

令和6年度現在、認定こども園で、0歳児から5歳児までの全園児を対象として実施しています。今後も引き続き利用者のニーズに対応できる提供体制を確保します。

□一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。幼稚園、認定こども園に在籍している3～5歳の園児を対象とした「幼稚園型」と、保護者の用事や短時間就労などで一時的な保育を必要とする未就園児を対象とした「幼稚園型以外」があります。

令和5年度より1歳以上の就学前の未就園児を対象とし、子育て支援センターにて「幼稚園型以外」の一時預かりを実施しています。今後も引き続き利用者のニーズに対応できる提供体制を確保します。

② 保育サービスの質の確保

- 保育サービスについては、多様なサービスを提供することはもちろんのこと、質の向上も重要な課題となっています。
- 高野山こども園においては、定員 82 名の認定こども園に見合った保育士を確保することで、保育サービスの質の向上を図っています。3 歳以上の 1 号認定・2 号認定については、同じクラスで保育提供と教育要領の提供を行っています。

〈具体的な事業〉

事業名	事業内容
保育士の適正配置と質の向上	高野山こども園における質の向上のため保育士の確保を図り、児童数に対応した保育士の適正な配置を行うとともに、研修機会を充実させ、保育士の資質向上に努めます。 令和 5 年度より開始した認定こども園内の看護師の常勤配置により、園児の体調管理の実施や緊急時の処置等に専門的な知識を活かすことで、保育の質の向上を図ります。
登園バスの運営の充実	現在、園まで児童の送迎を行っています。今後も送迎を継続し、充実を図ります。



計画必須記載事項

□病児保育事業（0～5歳）

病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等をする事業です。

現在、該当事業は実施していませんが、国や近隣自治体の動向、本町の状況を踏まえながら、事業の実施について検討します。

□多様な主体の参入促進事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究やその他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。

新規施設事業者が円滑に事業を実施できるよう、新規施設等に対する実施支援、相談・助言、小規模保育事業、家庭的保育事業等の連携施設のあっせん等に努めます。

③ 学童保育の充実

- 学童保育には常時2人のスタッフを配置し、子どもの安全に十分に配慮しています。年間行事計画の立案は、高学年が中心となって主体的に行えるようになってきており、社会教育係が主催する各種教室等にも参加しています。
- 今後、学童保育所内でのリーダー的な児童の育成、スタッフの質の向上に向け研修に取り組み、保育内容や年間行事についても、地域の特色を活かしたものを取り入れることなども検討します。

〈具体的な事業〉

事業名	事業内容
学童保育の充実	平成27年4月より小学校の空き教室を利用して、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）を開始、学童保育所内でのリーダー的な児童の育成、スタッフの質の向上のための研修に取り組み、さらなる学童保育の充実を図ります。



計画必須記載事項

□放課後児童健全育成事業（小学生）

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生を対象に、授業の終了後に小学校の余裕教室等において居場所を提供し、適切な遊びや生活の場として児童の健全な育成を図る事業です。

学童保育所1施設で、今後も引き続き利用者のニーズに対応できる提供体制を確保します。



(2) 子育てを支援する生活環境の整備

① 良好な居住環境の確保

- ストレスを感じることなく子育てができる居住空間は、子どもが健やかに育つためには欠かせないものであり、次代を担う子どもたちの成長にとっても必要なものです。安心して子どもを生み育てられるような環境をつくるために、良質な住まいづくりのための情報提供や居住支援に関する施策や助成を推進します。
- 町営住宅での子育て居住には限界があり、空き家等の区画整備を視野に入れ、居住空間を整備します。

〈具体的な事業〉

事業名	事業内容
良質な居住環境のための情報提供と居住支援	安心して子どもを生み育てられるような環境をつくるために、良質な住まいづくりのための有害化学物質等についての情報提供や啓発、居住支援に関する施策や助成を推進します。町営住宅として、みなし世帯を各棟に1戸を目標に、低所得者用住宅の空き部屋を活用し、子育て世代等向けの運用を実施します。

② 公共施設等の子育てバリアフリー化の推進

- 高齢者や障がい者はもちろんのこと、子どもや子ども連れ、ベビーカー等にも配慮した生活環境の整備を図り、歩道の段差解消や公共施設等については、本町のバリアフリー基本構想に基づく整備を推進するとともに、広く普及・啓発を行います。

〈具体的な事業〉

事業名	事業内容
公共施設におけるバリアフリー化の推進	公共施設等の建設にあたっては、県の条例に沿うよう事前に協議した上で進めていきます。また、既存施設については、住民の要望を把握しつつ、本町のバリアフリー基本構想に基づき、引き続き計画的にバリアフリー化を進めます。高野山こども園、小中学校のバリアフリー化については、障がい児や保護者の意向を聞き、必要な箇所を改修するよう努めます。

③ 子どもの安全を確保する取り組みの強化

- 子どもの安全確保については、交通安全教育を推進し、学校施設での安全管理を図っています。管内小中学校では、危機管理マニュアルに基づき、計画的に避難訓練等を年3回以上実施し、小学校においては、PTAの協力の下、交通安全に関する指導を行っています。
- 公共交通機関による通学手段としては、高野山中学校ではタクシー通学を実施することで子どもの安全の確保を図っています。
- 子どもの安全を確保するために、学校や保護者、地域の関係団体が連携し、子どもの見守りやパトロールを実施します。

〈具体的な事業〉

事業名	事業内容
安全な道路交通環境の整備	子どもや保護者の視点に立ち、子どもたちの安全を確保し、のびのびとした活動をする事ができるよう、道路交通環境の整備を推進します。また、子どもをはじめ、誰にとってもやさしいバリアフリーの視点に立って歩道の整備を進めていきます。 町民のボランティア活動による小中学校の登下校時の見守りや、「高野山学びの杜」通学時にバス利用を可能とする通学支援を実施します。

④ 子どもの遊び環境の整備

- 子どもにとって身近な遊び場の確保は、健全な成長の場としても不可欠です。公園は、子どもにとって安心して遊びのできる場であり、また、町民にとっても憩いの場、親同士、子ども同士のコミュニケーションの場でもあります。
- 町内には高野山森林公園等多くの公園が点在していますが、親の目の行き届く身近な場所での遊び場が少なく、環境整備等は、子どもが多く在住している場所及び住民の目の届く場所を検討し、整備計画に取り組みます。

〈具体的な事業〉

事業名	事業内容
遊び場の確保・整備と情報提供	保護者の目が行き届く場所での安心できる遊び場や年齢や子どものアクティビティに応じた遊び場環境の確保に努めます。都市公園では、遊具等の老朽化に伴い、2年に1度の遊具点検を実施します。 子どもたちが安心して遊べる場として、既存施設や公園などの利用可能な施設の位置や内容等の情報を、育児情報とともに提供します。

⑤ 歴史的な仏都の町並み保存の整備

○本町は、金剛峯寺をはじめ貴重な文化財や歴史・文化・伝統と、世界遺産に登録された紀伊山地の霊場と参詣道等、豊かな自然に囲まれた宗教環境都市として、世界に誇れる町でもあります。これらの歴史や文化を活かした景観を次代の子どもたちに継承していくことは大切なことです。

〈具体的な事業〉

事業名	事業内容
歴史的な仏都の町並み保存の整備	歴史と伝統に培われた仏都の町並みを整備・保存し、まちに対する子どもたちの愛着を育み、次代の子どもたちへ引き継いでいきます。

(3) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の促進

① 企業等による子育て支援対策の促進

○労働基準法における産前・産後休業の規定や、育児休業に関する制度の周知・活用促進を図るとともに、子ども・子育て支援事業の啓発や、子育て支援対策に取り組む企業や民間団体等の事例等の情報提供に努め、子どもを育てることと仕事を持つことが両立できる環境づくりに努めます。

○本町では労働時間短縮（6時間）等の促進や1歳未満までの育児休業制度の定着促進に取り組んでいますが、行政としては小規模事業が大半を占める民間事業者への働きかけは難しく、まずは町役場から率先して行うことで、仕事と子育ての両立の推進に取り組んでいきます。

〈具体的な事業〉

事業名	事業内容
労働時間短縮等の促進	仕事と子育て等の家庭生活の両立をめざし、仕事優先の風潮を見直し、労働時間の短縮や柔軟な勤務形態の普及に向けたワーク・ライフ・バランスの取り組みを推進します。
働きやすい職場環境の整備	育児休業や正当な理由での長期休暇、また、妊娠中における急な早退や欠勤に対しても、申請者が不快な思いをすることなくスムーズに取得でき、理解のある職場環境を築けるよう、雇用主に啓発・推進します。
育児休業制度の定着促進	育児休業の取得促進について、関係機関と連携しながら、様々な機会と媒体を通じて制度の定着活用を進めます。

(4) 男女共同参画の子育て環境づくり

① 男性の子育て参加の促進

- 「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識や、仕事優先意識を取り除き、父親の子育てへの参加と地域全体で子育てを支援する機運を高めることにより、男女がともに子育てと仕事の両立、社会活動への参加を可能にする環境づくりが不可欠です。
- 父親の子育て参加を促進するため、育児教室への参加の呼びかけを行っています。認定こども園では、父親の送迎や、行事等への父親の参加も多くなっています。ただ、啓発となるとあまりできていないというのが課題です。
- 仕事と子育てを両立させ、夫婦で協力して子育てを行うための意識づくりを進めるため、労働者や事業主、地域住民の理解や合意形成を促進し、さらなる啓発に努めます。

〈具体的な事業〉

事業名	事業内容
男女共同参画意識の向上	家庭における男女共同参画を促進するために、町内の雇用主等を対象に、労働者の育児や介護等の家族的責任に対する一層の啓発活動に努めます。 また、老若男女に、性差による差別をなくす働きかけや情報提供をあらゆる機会を通じて図っていきます。
父親の子育て参加の促進	父親対象の育児教室や家庭教育学級の開催、行政や子育て団体が一体となって男性の育児参加の意識を高めていく事業を実施します。 そして、子育て参加や社会参加を行う際には、なるべくスムーズな参加が図れるように、研修会の開催時刻や研修内容を工夫する配慮をしていきます。



第4章 計画の推進



1 地域における推進体制

本計画を実効性のあるものとして、着実に展開していくためには、家庭や地域、関係団体や企業等の主体的な取り組みが必要不可欠となります。そのためにも、ホームページや広報等の媒体や機会を通して、積極的に計画の周知・啓発を進めるとともに、既存の主体的な活動等と十分に連携を図りつつ計画を推進します。

2 庁内の推進体制

子ども・子育て支援に関する施策は、教育・保育をはじめ様々な分野にわたるため、計画策定担当課（介護福祉課）が中心となり、年度ごとに関係各課の施策や事業の実施状況を把握するとともに、関係各課が連携して施策に取り組むことができる体制づくりを進め、本計画を着実に推進します。

3 計画の進行管理

本計画で定めた教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みや確保方策等をはじめ、各施策や事業等について、定期的な進捗管理及び評価を行います。

また、庁内会議等において、PDCAサイクル【Plan（計画）－Do（実施・実行）－Check（検証・評価）－Action（改善）】のプロセスを踏まえた計画の進行管理に努めます。

また、この計画における事業目標は、住民ニーズの変化や国における新たな施策等にも適切に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

(1) 第3期子ども・子育て支援事業計画の量の見込みと確保の内容

第2期計画期間の実績をもとに、第3期子ども・子育て支援事業計画における量の見込みを算出し、確保の内容を定めました。

①教育・保育施設等の量の見込みと確保の内容

■教育・保育の必要量の認定

認定区分		利用施設
1号認定	満3歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の就学前子ども	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども）	保育所 認定こども園 小規模保育所等
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども）	保育所 認定こども園 小規模保育所等

単位：人

			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1号	3-5歳	量の見込み	0	0	0	0	0
		確保の内容	0	0	0	0	0
2号	3-5歳	量の見込み	25	17	20	16	17
		確保の内容	25	17	20	16	17
3号	0歳	量の見込み	3	3	3	3	3
		確保の内容	3	3	3	3	3
	1歳	量の見込み	7	7	7	7	7
		確保の内容	7	7	7	7	7
	2歳	量の見込み	5	7	7	7	7
		確保の内容	5	7	7	7	7

②乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の量の見込みと確保の内容

単位：人日

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	量の見込み		0	0	0	0
	確保の内容		0	0	0	0
1歳	量の見込み		0	0	0	0
	確保の内容		0	0	0	0
2歳	量の見込み		0	0	0	0
	確保の内容		0	0	0	0

③地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容

		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
延長保育事業	量の見込み	人	54	46	50	45	46	
	確保の内容	人	54	46	50	45	46	
放課後児童健全育成事業	低学年	量の見込み	人	14	15	11	11	8
		確保の内容	人	14	15	11	11	8
	高学年	量の見込み	人	14	11	10	9	9
		確保の内容	人	14	11	10	9	9
	合計	量の見込み	人	28	26	21	20	17
		確保の内容	人	28	26	21	20	17
子育て短期支援事業（ショートステイ）	量の見込み	人日	0	0	0	0	0	
	確保の内容	人日	0	0	0	0	0	
地域子育て支援拠点事業	量の見込み	人回	985	1,075	1,075	1,075	1,075	
	確保の内容	人回	985	1,075	1,075	1,075	1,075	
一時預かり事業	幼稚園型	量の見込み	人日	0	0	0	0	0
		確保の内容	人日	0	0	0	0	0
	幼稚園型以外	量の見込み	人日	31	27	29	26	27
		確保の内容	人日	31	27	29	26	27
病児保育事業	量の見込み	人日	0	0	0	0	0	
	確保の内容	人日	0	0	0	0	0	
ファミリー・サポート・センター事業	量の見込み	人日	0	0	0	0	0	
	確保の内容	人日	0	0	0	0	0	
妊婦健診事業	量の見込み	人	16	16	16	16	15	
	確保の内容	人	16	16	16	16	15	

		単位	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
乳児家庭全戸訪問 事業	量の見込み	人	9	9	9	9	9
	確保の内容	人	9	9	9	9	9
養育支援訪問事業	量の見込み	人	27	24	22	20	19
	確保の内容	人	27	24	22	20	19
利用者支援事業	量の見込み	か所	2	2	2	2	2
	確保の内容	か所	2	2	2	2	2
産後ケア事業	量の見込み	人日	24	24	24	24	24
	確保の内容	人日	24	24	24	24	24
子育て世帯訪問支援 事業	量の見込み	人日	6	6	5	5	5
	確保の内容	人日	6	6	5	5	5
妊婦等包括相談支援 事業	量の見込み	回	24	24	24	24	24
	確保の内容	回	24	24	24	24	24



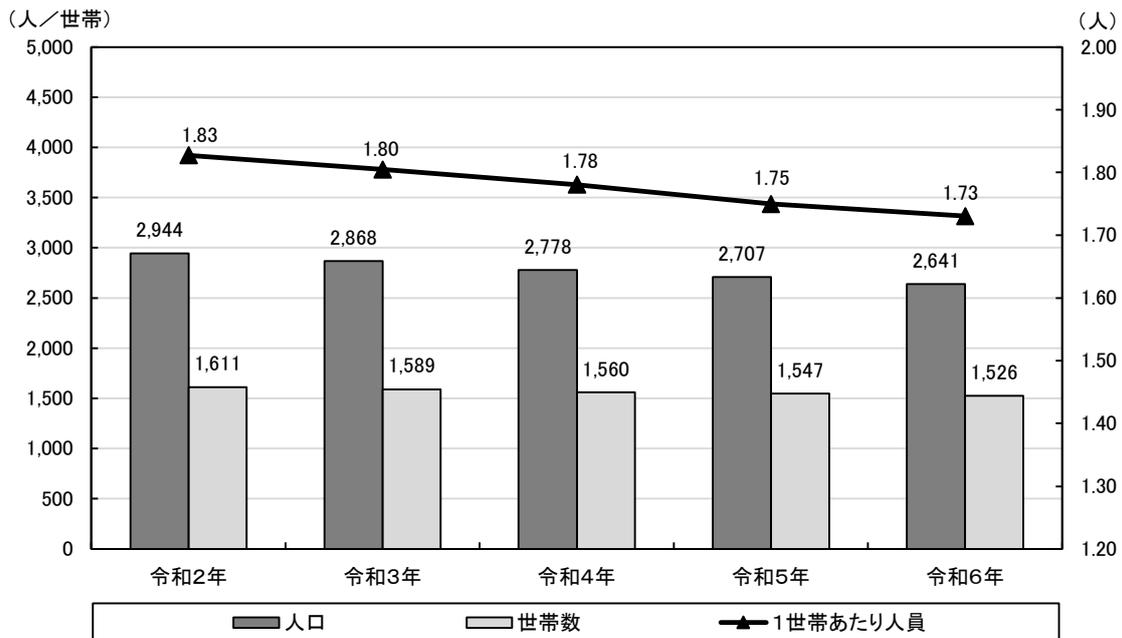
1 統計資料からみる現状

(1) 人口・世帯の現状

① 人口・世帯数の推移

本町の人口と世帯数の推移をみると、令和6年では人口は2,641人、世帯数は1,526世帯と人口減少は進んでいます。また、1世帯あたり人員は令和6年で1.73人となっており、世帯の小規模化が進んでいます。

◆人口・世帯数の推移



資料：住民基本台帳（各年3月末）

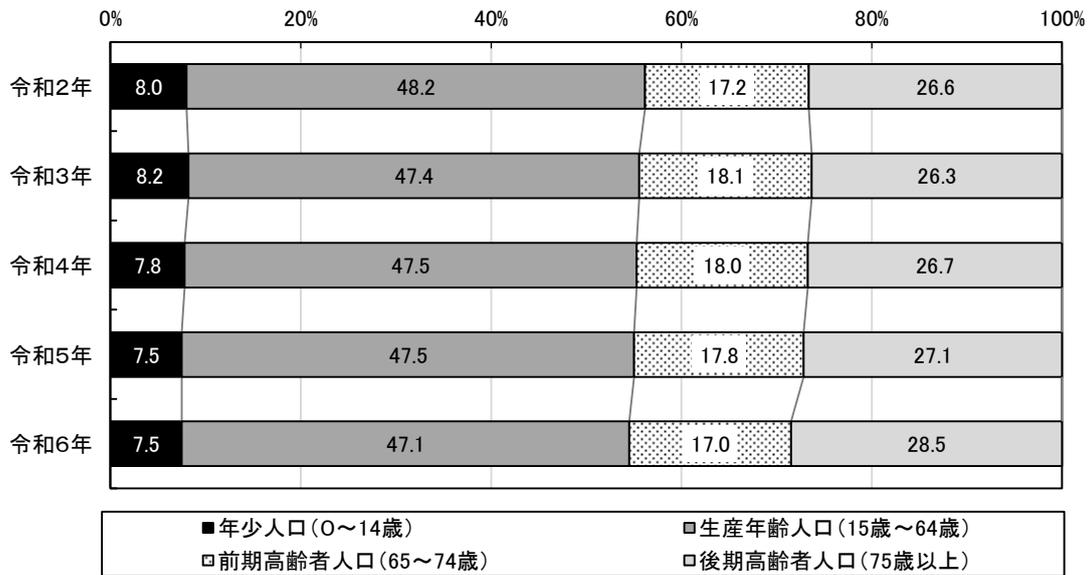
② 年齢4区分別人口構成の推移

本町の年齢4区分別人口構成の推移をみると、「生産年齢人口」の割合は減少傾向にあり、令和6年では47.1%となっています。

「年少人口」の割合は令和3年まで微増傾向でしたが、令和3年以降減少に転じ、令和6年で7.5%となっています。

「高齢者人口」の割合について、前期高齢者人口は令和4年から減少はしているものの、後期高齢者人口は増加傾向にあります。

◆年齢4区分別人口構成の推移



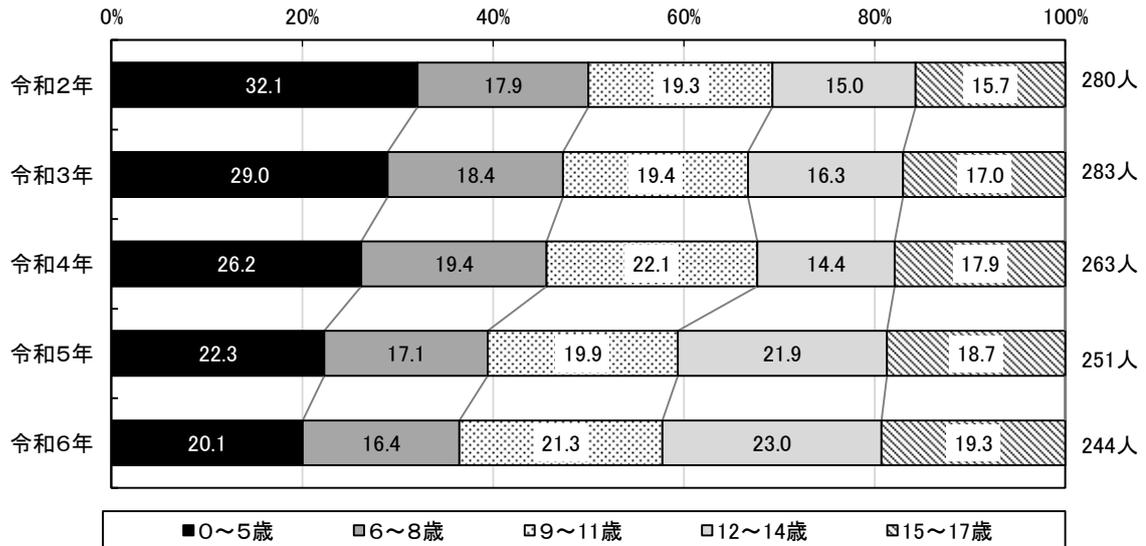
資料：住民基本台帳（各年3月末）

③ 年齢別 18 歳未満人口構成の推移

本町の 18 歳未満人口の総数は減少傾向で推移しており、令和 6 年では 244 人と、令和 2 年の 280 人と比較すると 36 人の減少となっています。

また、令和 6 年の年齢別 18 歳未満人口構成を令和 2 年と比較すると、「9～11 歳」、「12～14 歳」、「15～17 歳」の割合が増加し、「0～5 歳」、「6～8 歳」の割合が減少しています。

◆年齢別 18 歳未満人口構成の推移



資料：住民基本台帳（各年 3 月末）

(単位：人)

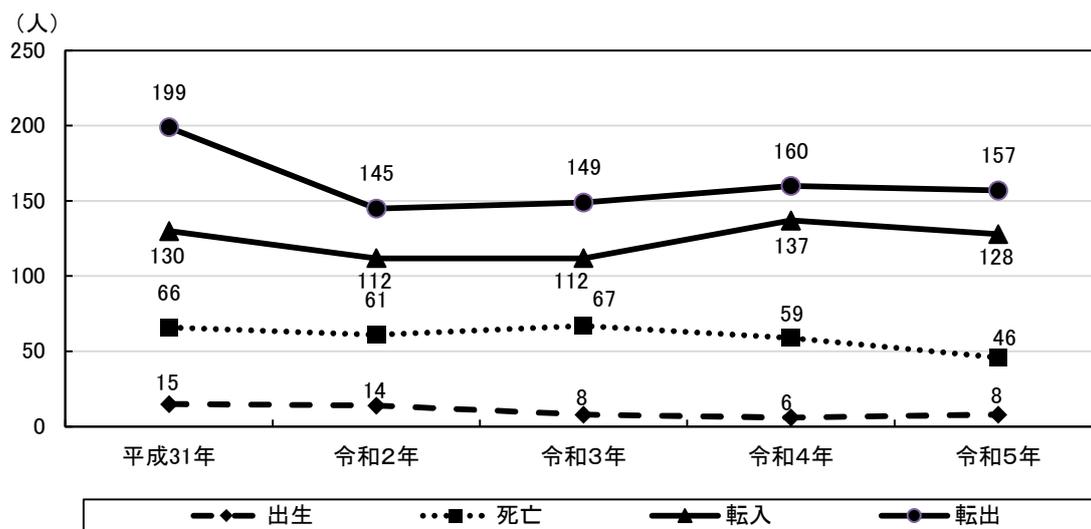
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0～5歳	90	82	69	56	49
6～8歳	50	52	51	43	40
9～11歳	54	55	58	50	52
12～14歳	42	46	38	55	56
15～17歳	44	48	47	47	47
総数	280	283	263	251	244

(2) 人口動態の推移

① 自然動態・社会動態の推移

本町の平成31年以降の人口動態の推移をみると、令和5年の自然動態は38人の減少、社会動態は29人の減少となり、合わせて67人の減少となっています。

◆自然動態・社会動態の推移



資料：高野町

(単位：人)

	自然動態			社会動態			人口増減
	出生	死亡	増減	転入	転出	増減	
平成31年	15	66	△ 51	130	199	△ 69	△ 120
令和2年	14	61	△ 47	112	145	△ 33	△ 80
令和3年	8	67	△ 59	112	149	△ 37	△ 96
令和4年	6	59	△ 53	137	160	△ 23	△ 76
令和5年	8	46	△ 38	128	157	△ 29	△ 67

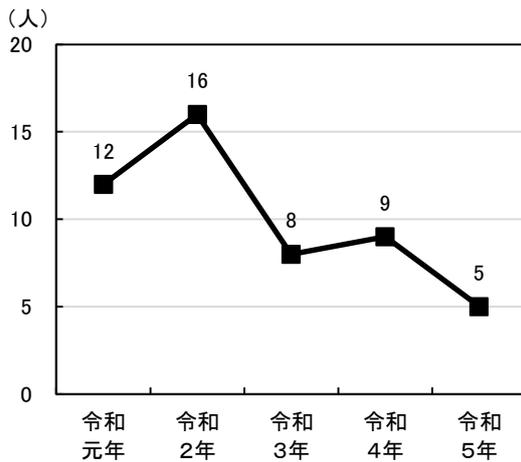
② 出生数及び出生率の推移

本町の出生数の推移をみると、令和2年以降減少傾向が続いており、令和5年は5人となり、令和元年と比較して7人の減少となっています。

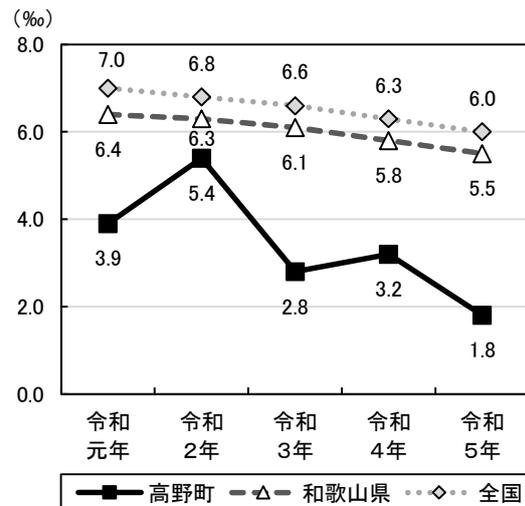
一方、出生率（人口千対）の推移をみると、令和2年以降減少に転じ、令和5年は1.8%^{*}で、令和元年と比較して2.1ポイント減少しています。また、全国及び和歌山県と比較すると、令和5年では、それぞれ4.2ポイント、3.7ポイント下回っています。

※%（パーミル）：1,000分の1を1とする単位（千分率）。

◆出生数の推移



◆出生率（人口千対）の推移



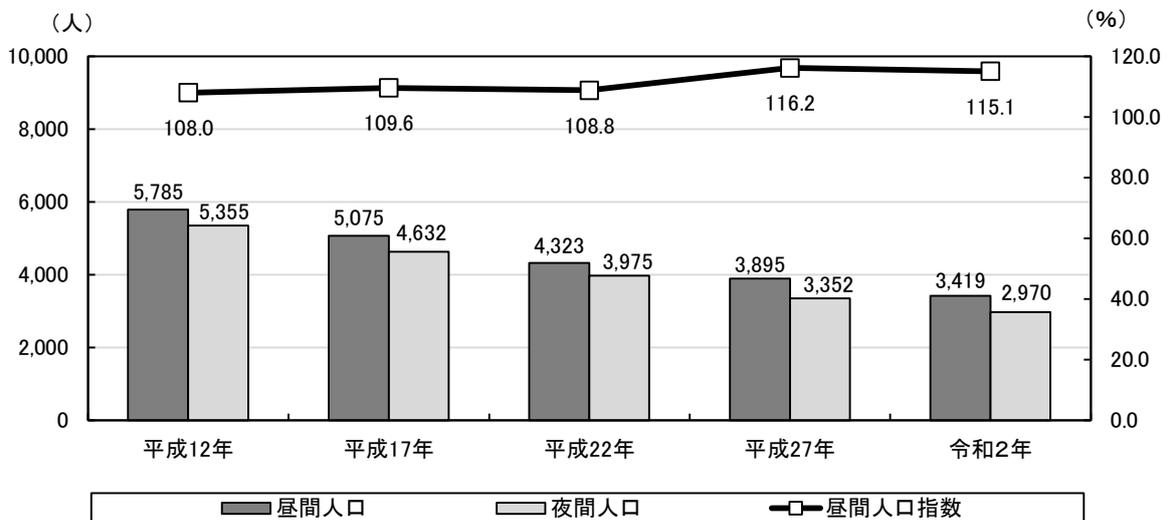
資料：人口動態調査

※令和5年は住民基本台帳人口の総人口をもとに高野町の出生率を算出

③ 昼間・夜間人口の推移

本町の昼間人口及び夜間人口についてみると、平成12年以降昼間人口が夜間人口を上回る状況が続いています。令和2年には115.1%と昼間人口指数が高くなっています。

◆昼間・夜間人口の推移

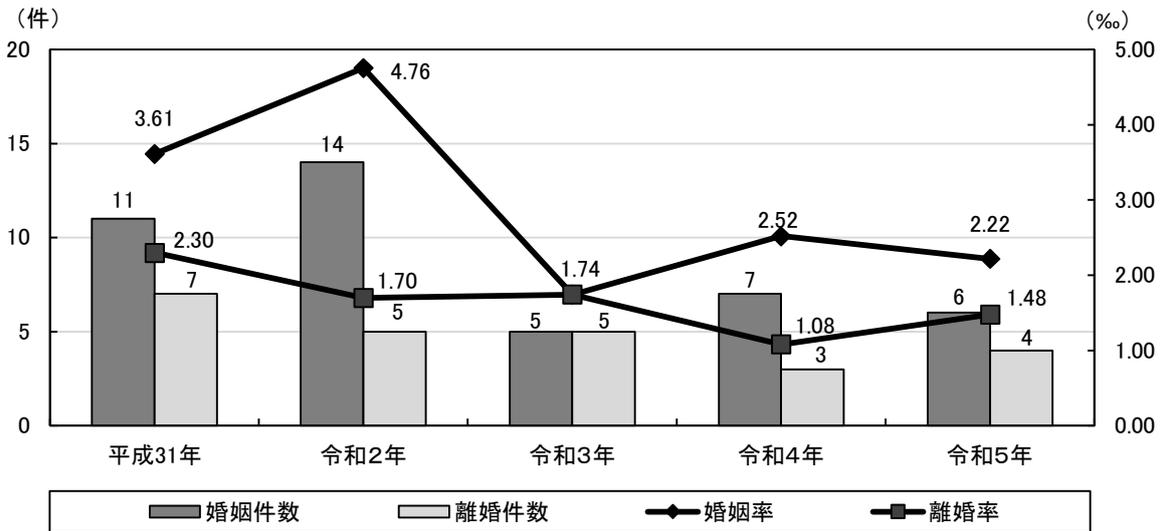


資料：国勢調査

(3) 婚姻・離婚等の動向

本町の婚姻・離婚件数の推移をみると、婚姻件数は令和3年以降10件を下回り推移していますが、離婚件数は減少傾向にあります。婚姻率、離婚率とも件数の増減に応じて、変化しています。令和5年では婚姻率が2.22%、離婚率が1.48%となっています。

◆婚姻・離婚件数の推移



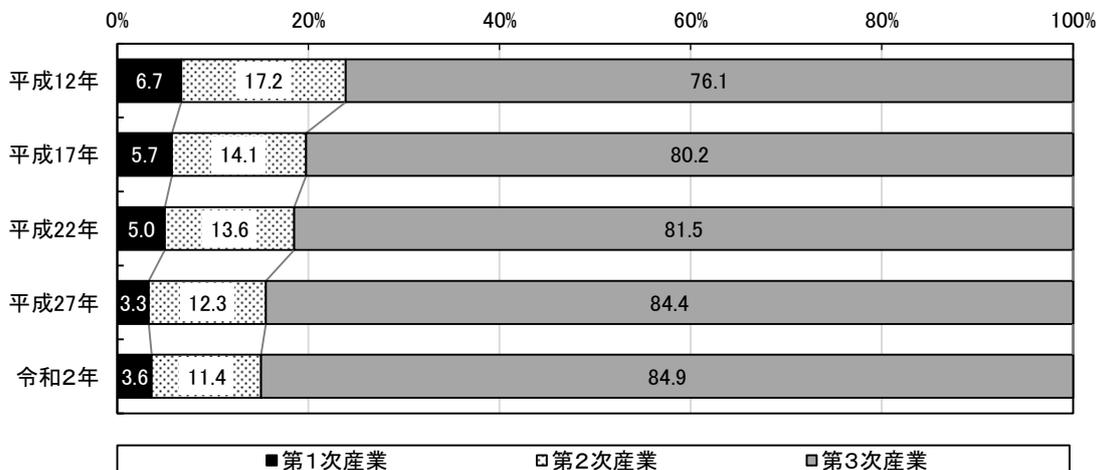
資料：高野町
※婚姻率及び離婚率は、人口千対の率

(4) 就労の状況

① 産業3分類別就業者数の推移

産業3分類別の就業者数の推移を構成比で見ると、平成12年以降、第3次産業が増加し、第1次産業、第2次産業が減少する傾向が続いています。

◆産業3分類別就業者数の推移

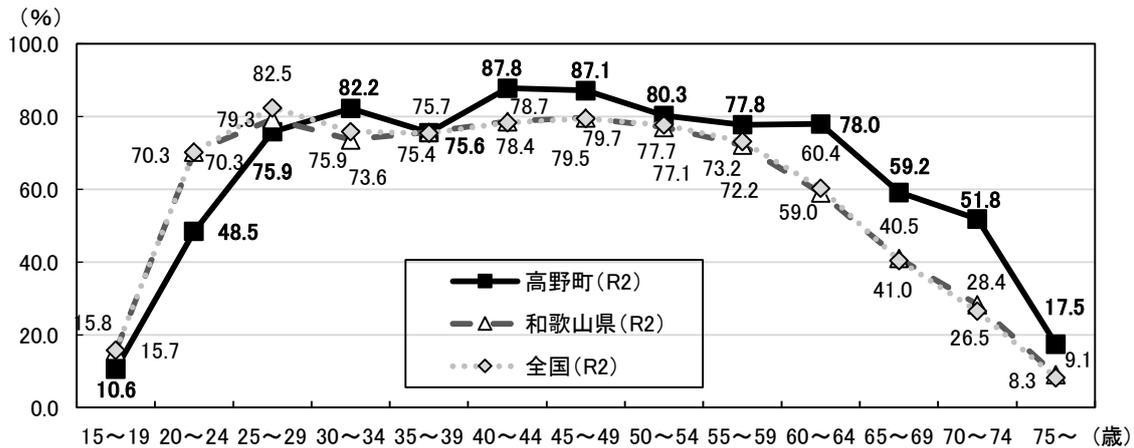


資料：国勢調査

② 年齢5歳階級別女性の就業率の現況

令和2年国勢調査より、本町における年齢5歳階級別女性の就業率の現況をみると、「25～29歳」から「60～64歳」まで就業率が70%を超える高い割合が続いています。全国、和歌山県においても子育て期にあたる25歳～39歳まで70%を上回る就業率が多くなっていますが、本町では、子育て期における母親の就業率が全国、和歌山県と比較して「25～29歳」を除き高くなっており、子育て期でも就業している女性が多いことがうかがえます。

◆年齢5歳階級別女性の就業率の現況（令和2年）

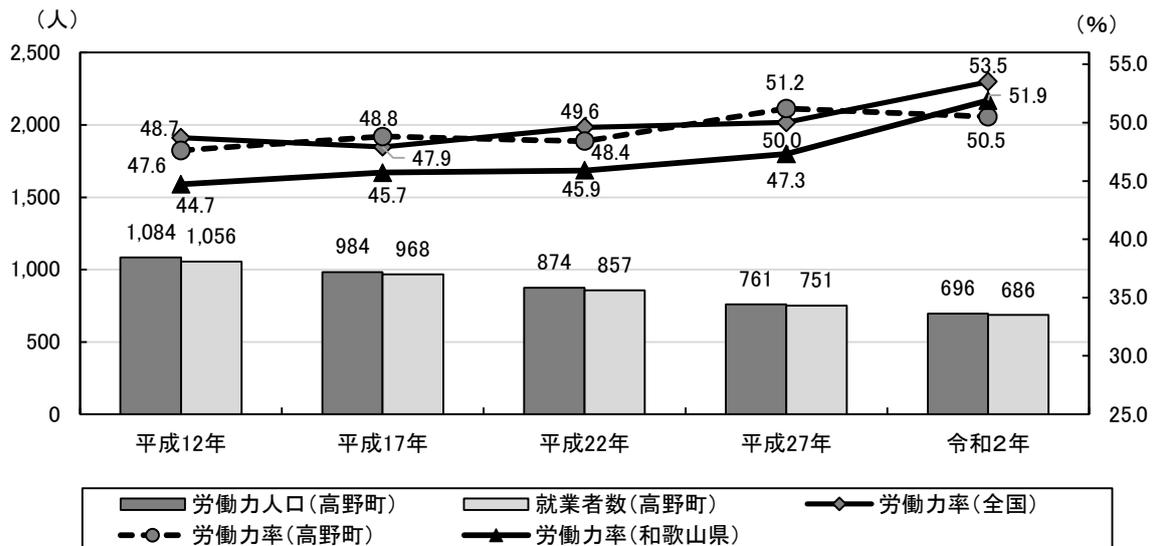


資料：国勢調査

③ 女性の労働力人口の推移

本町の女性の労働力人口の推移をみると、労働力人口及び就業者数は、平成12年以降減少傾向で推移しており、令和2年ではそれぞれ696人、686人となっています。労働力率は上昇下降を繰り返し、令和2年では50.5%と全国、和歌山県よりも低くなっています。

◆女性の労働力人口の推移



資料：国勢調査

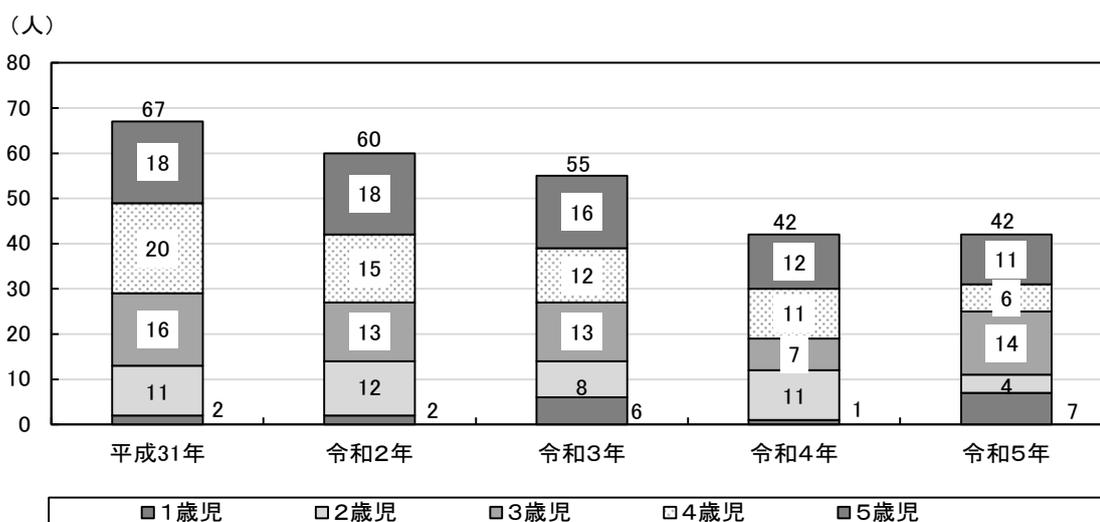
(5) 園児・児童・生徒数の推移

① こども園在園児数の推移

本町のこども園在園児数の推移をみると、平成31年が67人、令和5年が42人となっています。少子化の影響により在園児数は減少傾向にあります。

なお、下図に記載はありませんが、令和5年度4月1日より0歳児の受け入れを開始し、8月1日に0歳児1名の受け入れがありました。

◆こども園在園児数の推移

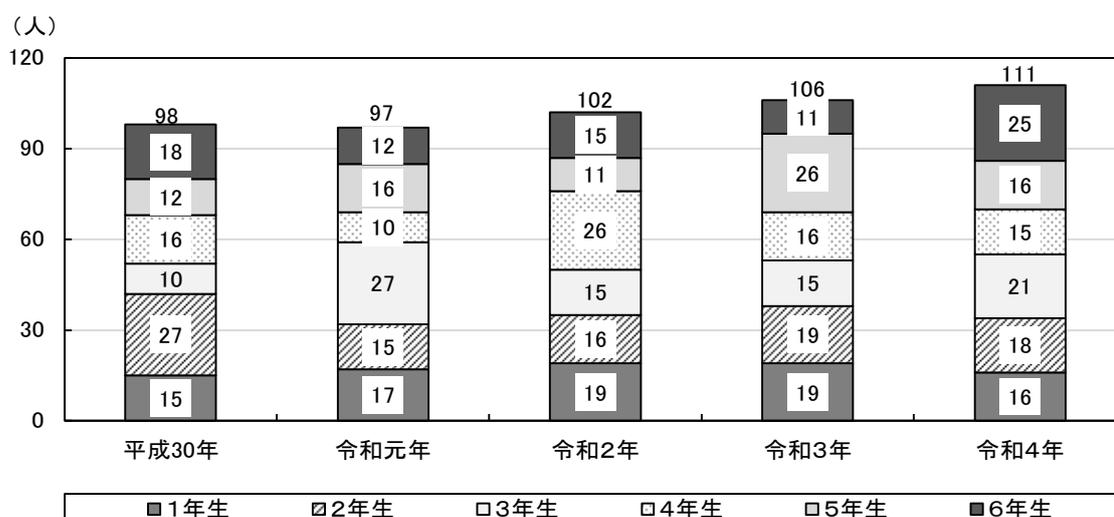


資料：高野町（各年4月1日現在）

② 小学校児童数の推移

本町の小学校児童数の推移をみると、令和元年以降増加傾向にあり、令和4年は111人となっています。

◆小学校児童数の推移

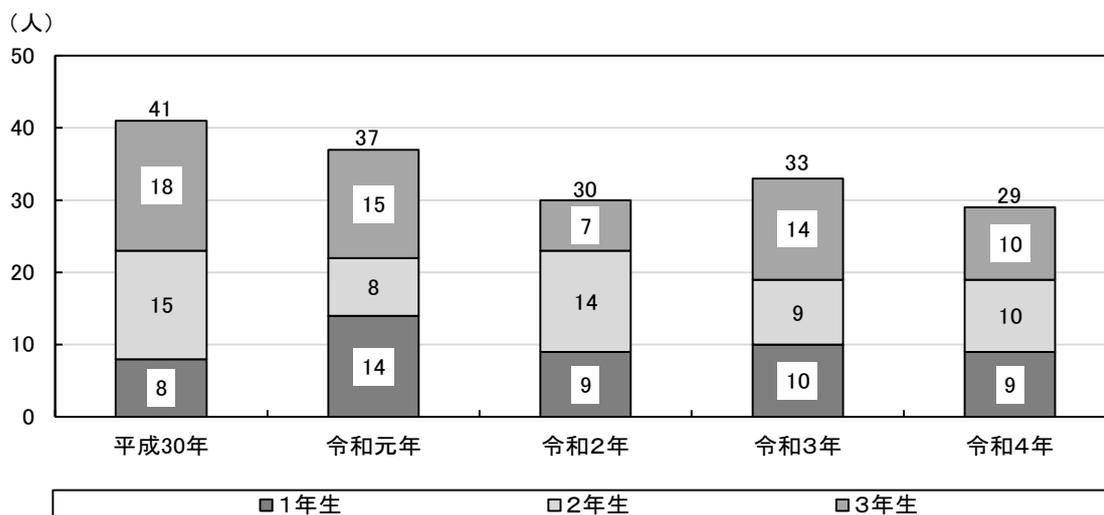


資料：学校基本調査（各年5月1日現在）

③ 中学校生徒数の推移

本町の中学校生徒数の推移をみると、平成30年が41人、令和4年が29人となっており、増減を繰り返しつつ減少傾向となっています。

◆中学校生徒数の推移



資料：学校基本調査（各年5月1日現在）

(6) 乳幼児健診の状況

乳幼児健診の受診状況をみると、令和5年度は「1歳6か月児健診」、「3歳児健診」ともに受診率は100%となっています。一方で、「4か月児健診」は85.7%となっています。

◆乳幼児健診の状況

(単位：人、%)

	4か月児健診		
	対象者数	受診者数	受診率
平成31年度	13	12	92.3
令和2年度	15	13	86.7
令和3年度	8	8	100.0
令和4年度	8	6	75
令和5年度	7	6	85.7
	1歳6か月児健診		
	対象者数	受診者数	受診率
平成31年度	10	10	100.0
令和2年度	13	13	100.0
令和3年度	14	13	92.9
令和4年度	8	8	100.0
令和5年度	9	9	100.0
	3歳児健診		
	対象者数	受診者数	受診率
平成31年度	15	10	66.7
令和2年度	21	21	100.0
令和3年度	7	7	100.0
令和4年度	11	11	100.0
令和5年度	9	9	100.0

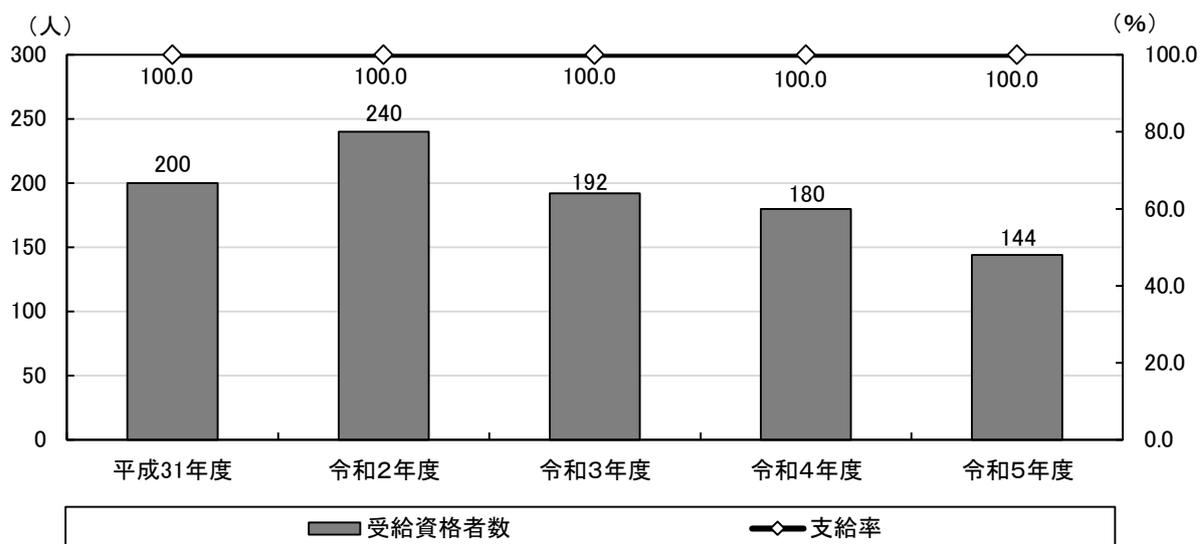
資料：住民健康課

(7) その他

① 児童扶養手当の受給資格者数

本町の児童扶養手当の受給資格者数の推移をみると、令和5年度は144人で、手当の支給率は100%となっています。

◆児童扶養手当の受給資格者数

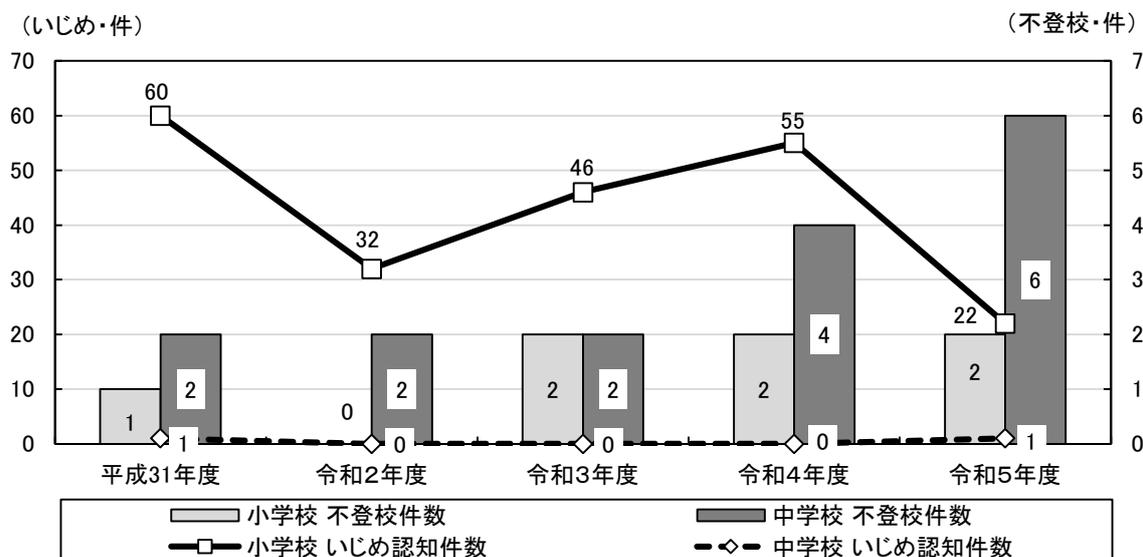


資料：介護福祉課

② いじめ認知件数と不登校件数

令和5年度のいじめ認知件数は小学校で22件、中学校では1件でした。また、不登校件数については、小学校で2件、中学校で6件となっています。中学校の不登校件数は増加傾向にあります。

◆いじめ認知件数と不登校件数



資料：教育委員会

2 ニーズ調査結果の概要

(1) ニーズ調査の実施概要

ニーズ調査は、「高野町子ども・子育て支援事業計画」の第3期計画策定の基礎資料とするため、町民の子育てニーズや今後の利用意向等を把握するために実施したものです。

対象：0～5歳（就学前児童）、小学1年生から小学6年生（小学生児童）の子どもがいる世帯

手法：認定こども園・小学校を通じて配布・回収（一部郵送配布・回収）

期間：令和6年8月26日（月）～令和6年9月13日（金）

配布数	有効回収数	有効回収率
82件	42件	51.2%

(2) ニーズ調査の結果概要

① 家庭の子育て環境について

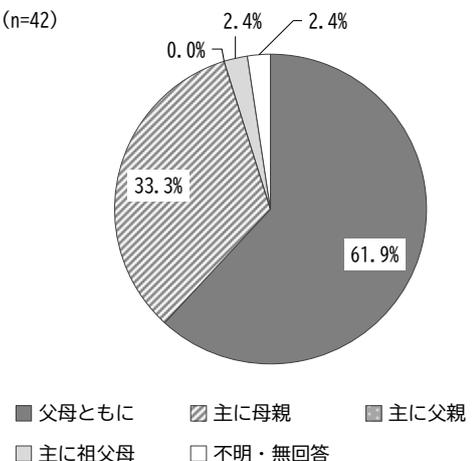
家庭における子育ての分担は、父母ともに担っている家庭が多い一方で、主に母親が担っている家庭も多い状況がうかがえます。日頃、子どもをみてもらえる親族・知人が「いない」という回答が1割台半ばあり、情報提供などにより孤立化を防ぐ必要があります。また、育児休業の取得は母親、父親とも1割台前半にとどまっており、引き続き取得推奨や家庭の子育てを支援する社会環境の整備、職場・周囲の理解等を進める取り組みが必要です。

問7

○子育てを主に行っている方

- ・「父母ともに」が6割台前半、
- ・「主に母親」が3割台前半
- ・「母親」を含む回答が9割台半ばで、
- ・「父親」を含む回答は6割台前半

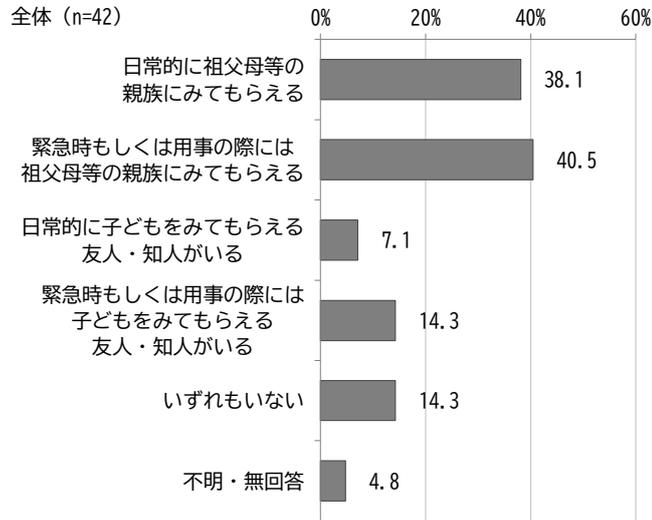
全体 (n=42)



問8

○子どもをみてもらえる親族・知人の有無

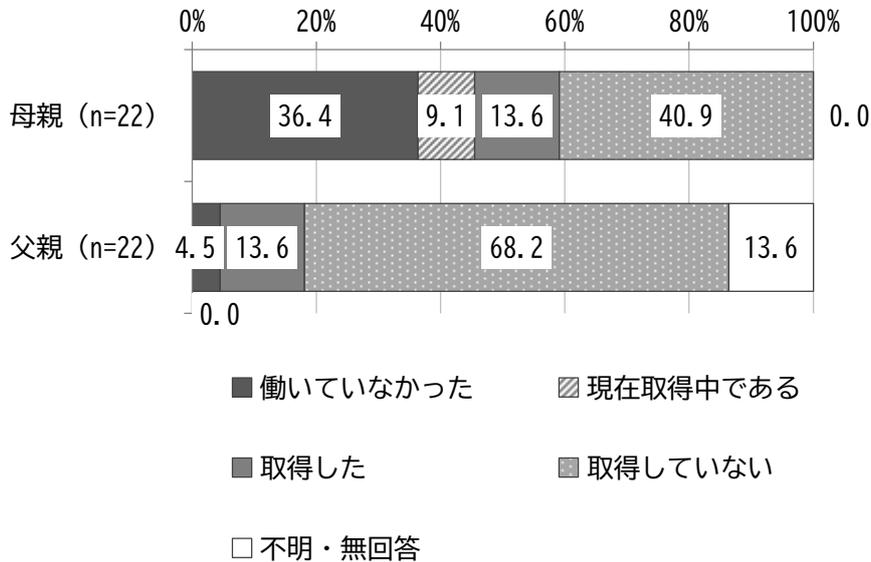
- ・「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」の回答が合わせて7割後半
- ・一方、「いずれもない」の回答が1割台半ば



問21

○保護者の育児休業の取得状況

- ・「取得していない」が母親は4割台前半、父親は6割台後半で最も高くなっている
- ・「取得中」「取得した」の合計は前回調査で父親は0.0%だったが、今回は1割台前半となった一方、母親は前回の1割台半ばから今回は2割台前半とあまり増加していない



② 保護者の就労状況について

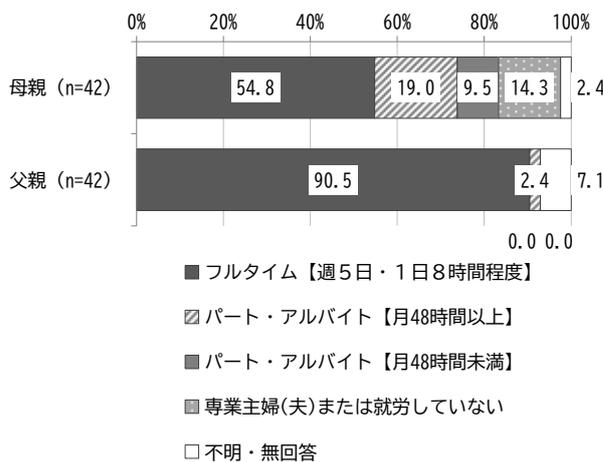
父親・母親ともにフルタイムでの勤務が多いことや、仕事と子育てが両立するための環境整備として、教育・保育サービスの受け皿確保に引き続き取り組む必要があります。一方で、現在パート・アルバイト等で就労している保護者は現状の雇用形態の継続を望む傾向がうかがえることから、保護者の働き方の多様化を踏まえた教育・保育サービスの提供体制の確保が必要となっています。

問10

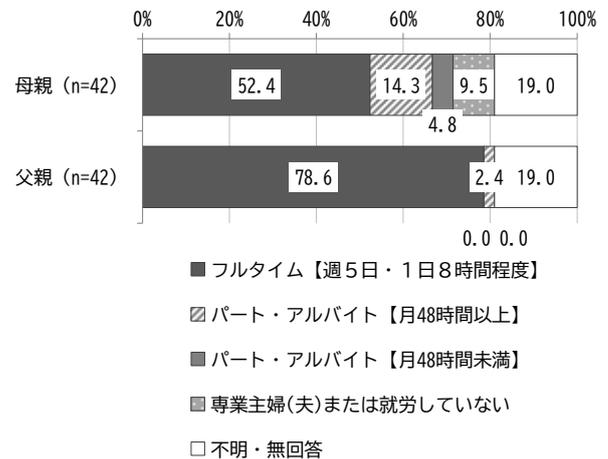
○保護者の就労状況

- ・「フルタイム」が母親は5割台半ば、父親は9割台前半で最も高い
- ・母親は「パート・アルバイト」が2割台後半、「専業主婦(夫)または就労していない」が1割台半ば
- ・一方、1年以内の希望について母親は、「フルタイム」が5割台前半、「パート・アルバイト」が1割台後半と、現在の状況と今後の意向はあまり変わらない傾向

■現在の就労状況



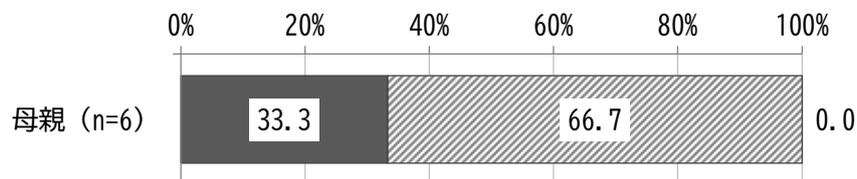
■1年以内の希望



問12

○将来的な就労希望

- ・現在就労していない母親の3人に1人が、将来的な就労希望について「子育てや家事などに専念したい（就労希望なし）」と回答



■子育てや家事などに専念したい（就労希望なし）

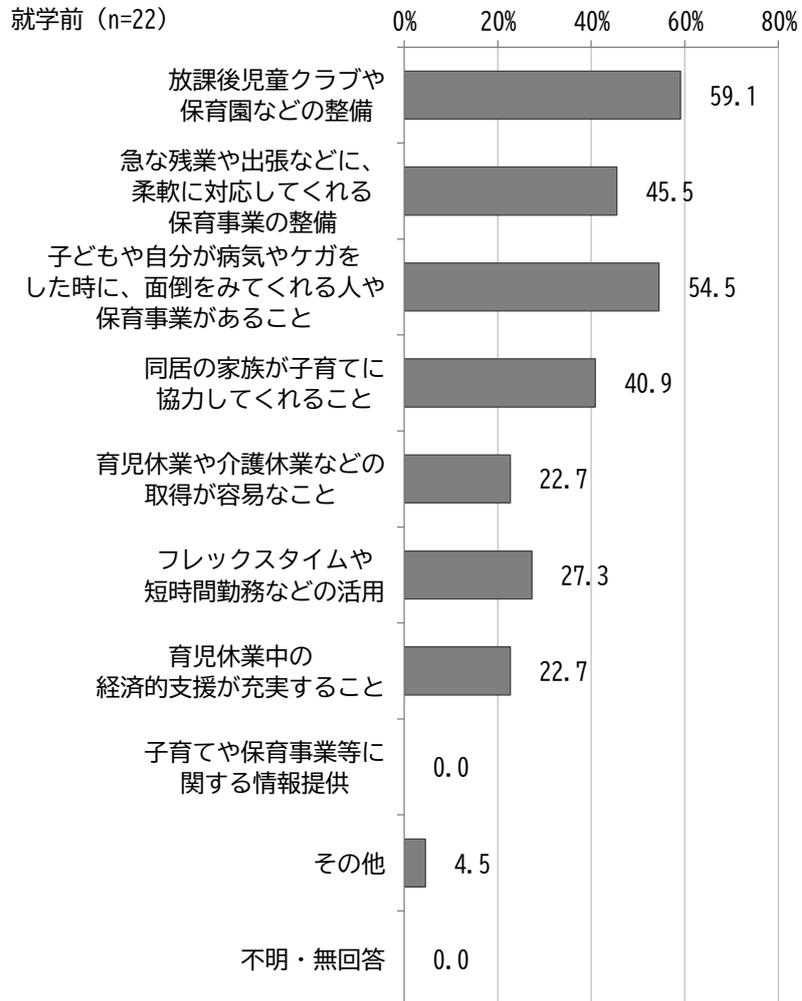
- 1年より先、一番下の子どもが（ ）歳になった頃に就労したい

□ 不明・無回答

問 23

○仕事と子育てを両立する上で必要だと思うこと

・「放課後児童クラブや保育園などの整備」が5割台後半、「子どもや自分が病気やケガをした時に、面倒をみてくれる人や保育事業があること」が5割台半ば、「急な残業や出張などに、柔軟に対応してくれる保育事業の整備」が4割台半ば



③ 教育・保育サービス等について

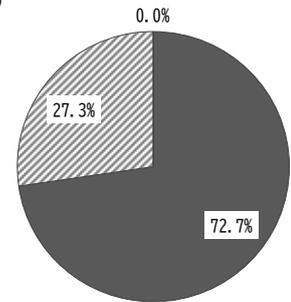
教育・保育サービスでは、認定こども園の利用を希望する保護者が多くっており、一時預かりや現在、高野町では提供していない病児保育等の利用希望も一定程度みられます。これらの保護者のニーズを踏まえ、提供体制を確保していくとともに、事業の周知に努める必要があります。

問13
問16

○利用している／利用したい教育・保育事業

- ・教育・保育事業を「定期的に」利用しているのは7割前半で、そのうち「認定こども園（高野山こども園）」の回答が8割後半
- ・「定期的に」利用したいと考える事業としては、「認定こども園（高野山こども園）」が7割後半、「居宅訪問型保育」「家庭的保育」「ファミリー・サポート・センター」がそれぞれ2割前後

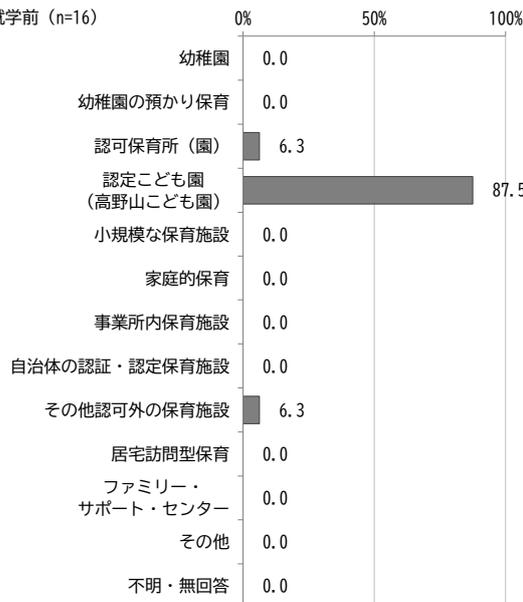
就学前 (n=22)



■ 利用している □ 利用していない
□ 不明・無回答

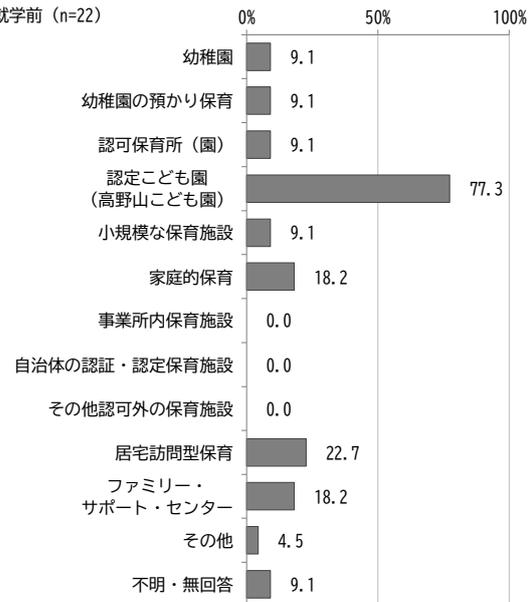
■ 現在利用している

就学前 (n=16)



■ 希望する事業

就学前 (n=22)

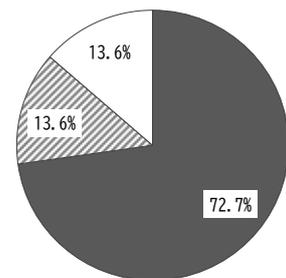


問15-1

○「こども誰でも通園制度」の利用意向

- ・「利用したい」の回答が7割前半

就学前 (n=22)

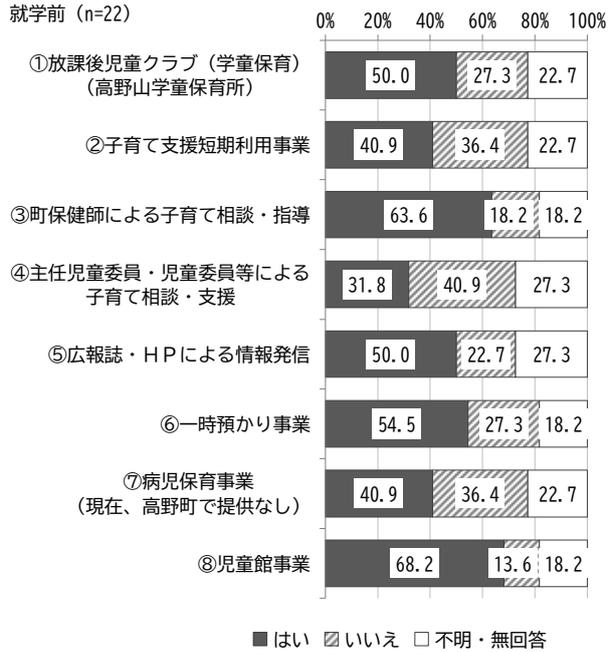


■ 利用したい □ 利用しない □ 不明・無回答

問 19

○各事業の利用希望

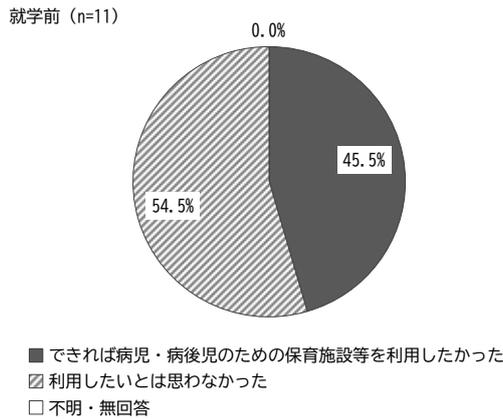
・利用希望は〔児童館事業〕が6割台後半、〔町保健師による子育て相談・指導〕が6割台前半、〔一時預かり事業〕が5割台半ば、〔子育て支援短期利用事業〕〔病児保育事業（現在、高野町で提供なし）〕がそれぞれ4割台前半



問 24-1

○病児・病後児のための保育施設等の利用意向

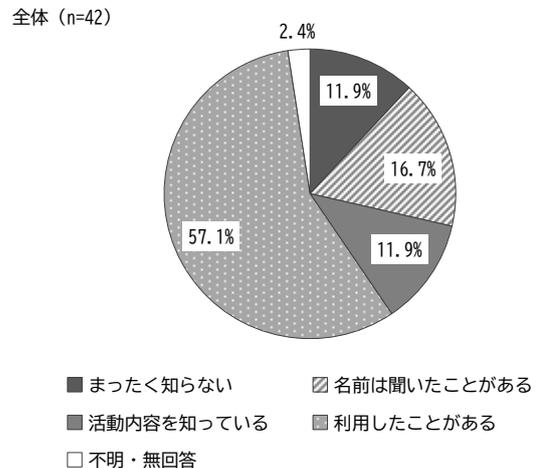
・「できれば病児・病後児のための保育施設等を利用したかった」の回答が4割台半ば



問 29

○「高野町子育て支援センター（げんきこころーム）」の認知度

・「活動内容を知っている」「利用したことがある」の合計は6割台後半



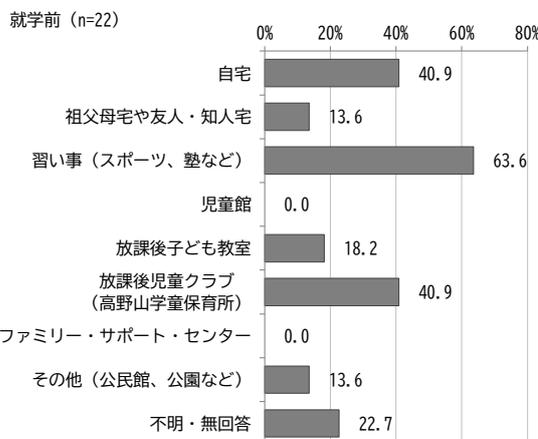
④ 放課後の過ごし方について

放課後を過ごす場所については、小学校低学年時と高学年時におけるニーズの差を踏まえた事業の受け皿の確保や支援の推進が必要です。

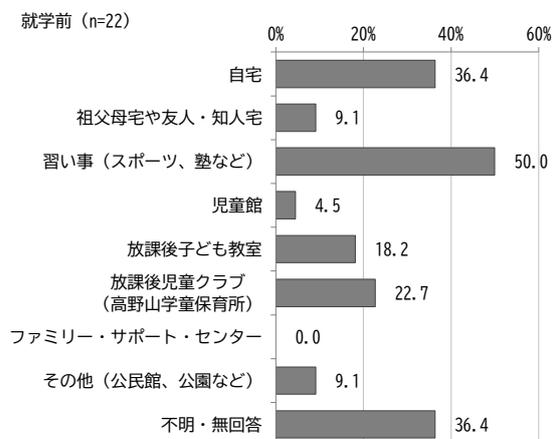
問 20 ○放課後を過ごさせたい場所

- ・小学1～3年生では「習い事（スポーツ、塾など）」が6割台前半、「自宅」「放課後児童クラブ（高野山学童保育所）」がそれぞれ4割台前半
- ・小学4～6年生では「習い事（スポーツ、塾など）」が5割、「自宅」が3割台半ば、「放課後児童クラブ（高野山学童保育所）」が2割台前半

■小学1～3年生



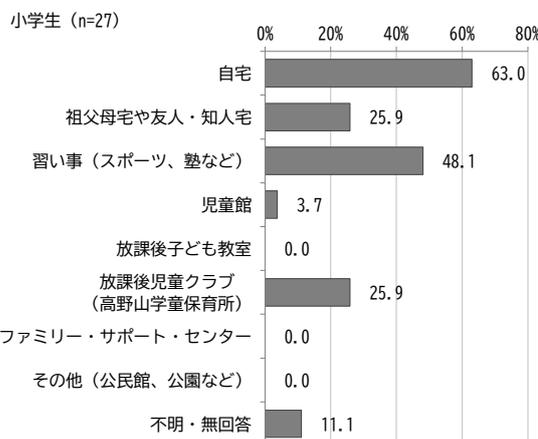
■小学4～6年生



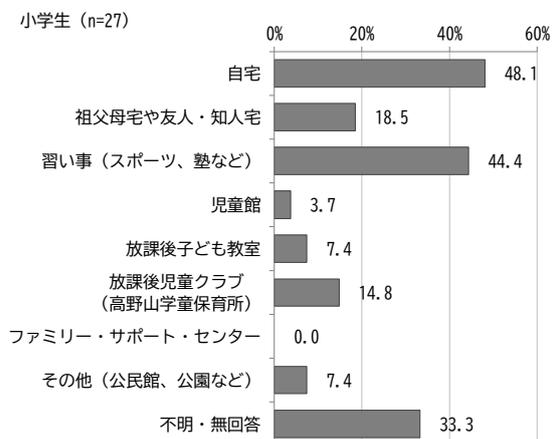
問 28 ○放課後の過ごし方

- ・小学生の放課後の過ごし方は、「自宅」が6割台前半、「習い事（スポーツ、塾など）」が4割台後半、「祖父母宅や友人・知人宅」「放課後児童クラブ（高野山学童保育所）」がそれぞれ2割台半ば
- ・今後の希望の場所については、「自宅」が4割台後半、「習い事（スポーツ、塾など）」が4割台半ば、「祖父母宅や友人・知人宅」が1割台後半、「放課後児童クラブ（高野山学童保育所）」が1割台半ば

■現在の放課後の過ごし方

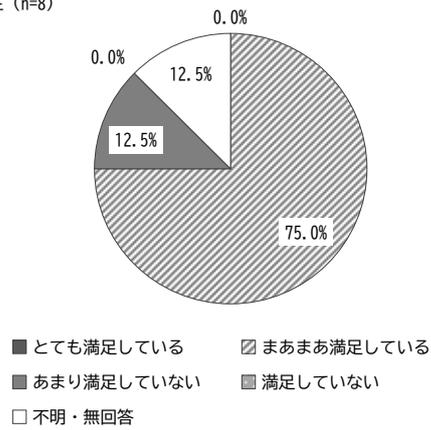


■今後の希望の場所



問 28-1 ○放課後児童クラブの満足度
 ・「まあまあ満足している」が
 7割台半ば（6件）

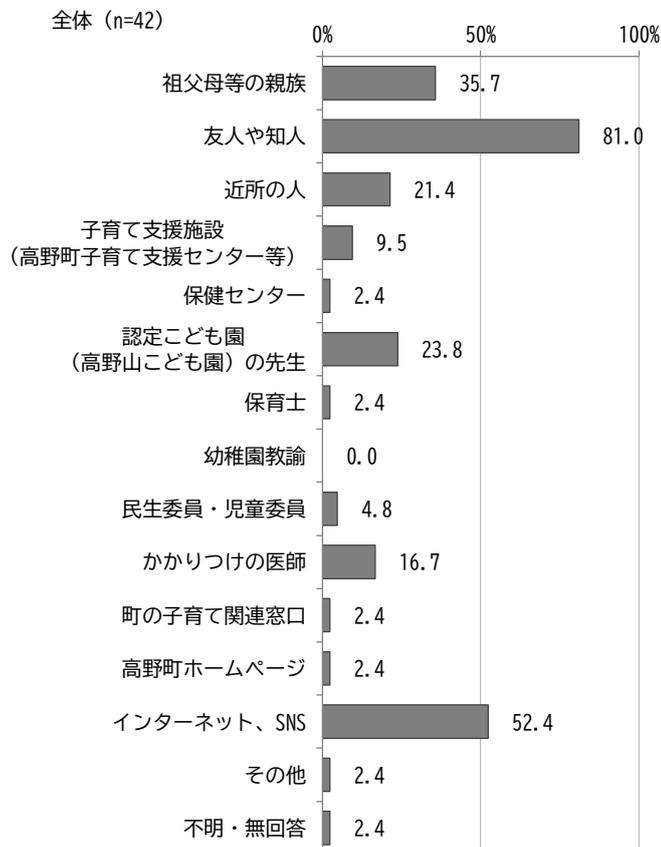
小学生（n=8）



⑤ 子育て全般について

子育てしやすいまちの要件として、前回調査に続いて「遊び場（公園や施設）の充実」「子どもの医療機関の整備」が上位に挙げられており、対応が必要です。また、子育ての悩み等として、勉強や進学のことのほかに、経済的負担も挙げられていることから、それらの対応等の検討が必要です。さらに子育て情報の入手先について半数が「インターネット、SNS」を挙げており、情報発信方法の充実が必要です。

問 29 ○子育て情報の入手先
 ・「友人や知人」の回答が8割程度、「インターネット、SNS」の回答が5割台前半



問32

○子育てに関して、悩んでいること、気になること

・『思う（「大いに思う」「どちらかというと思う」の合計）』については、〔子どもの勉強や進学のことに関心がある〕が5割後半、〔自分の時間が十分に持てない〕が5割前半、〔子育てにかかる経済的な負担が大きい〕が4割半ば

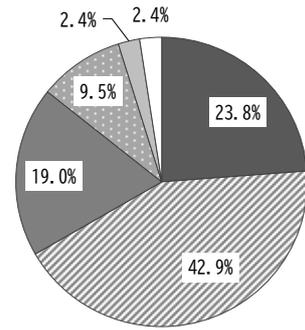


問 33

○高野町は子育てしやすいまちか

- ・『思う（「思う」「どちらかといえば思う」の合計）』の回答が6割後半
- ・前回調査では『思う』は就学前で5割台半ば、小学生で6割台半ばであった

全体 (n=42)



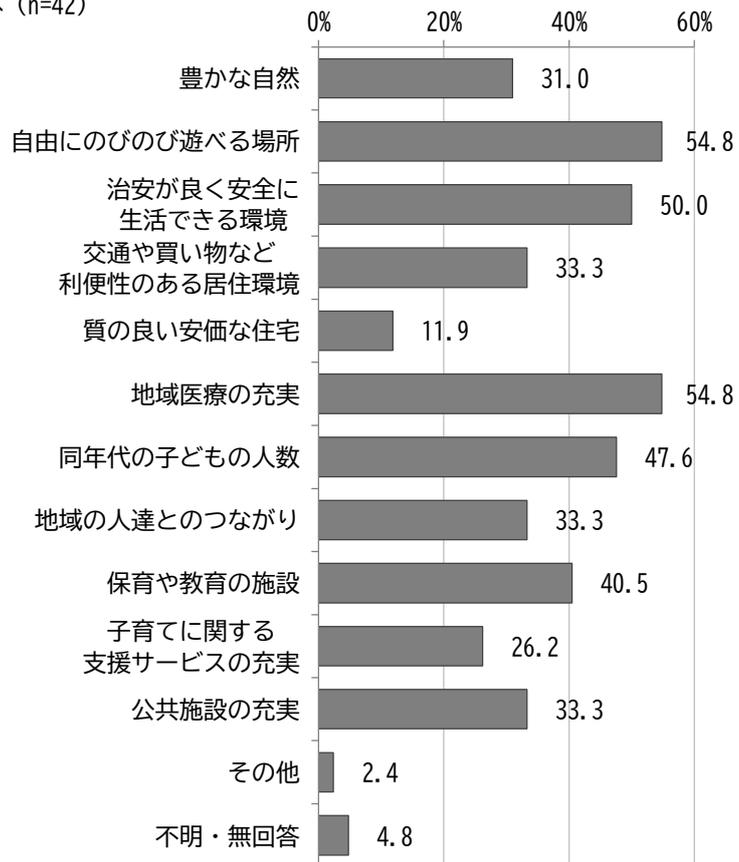
- 思う
- どちらかといえば思わない
- わからない
- ▨ どちらかといえば思う
- 思わない
- 不明・無回答

問 34

○子どもを育てる環境として重要だと思うこと

- ・「自由にのびのび遊べる場所」「地域医療の充実」の回答が5割台半ば、「治安が良く安全に生活できる環境」が5割

全体 (n=42)

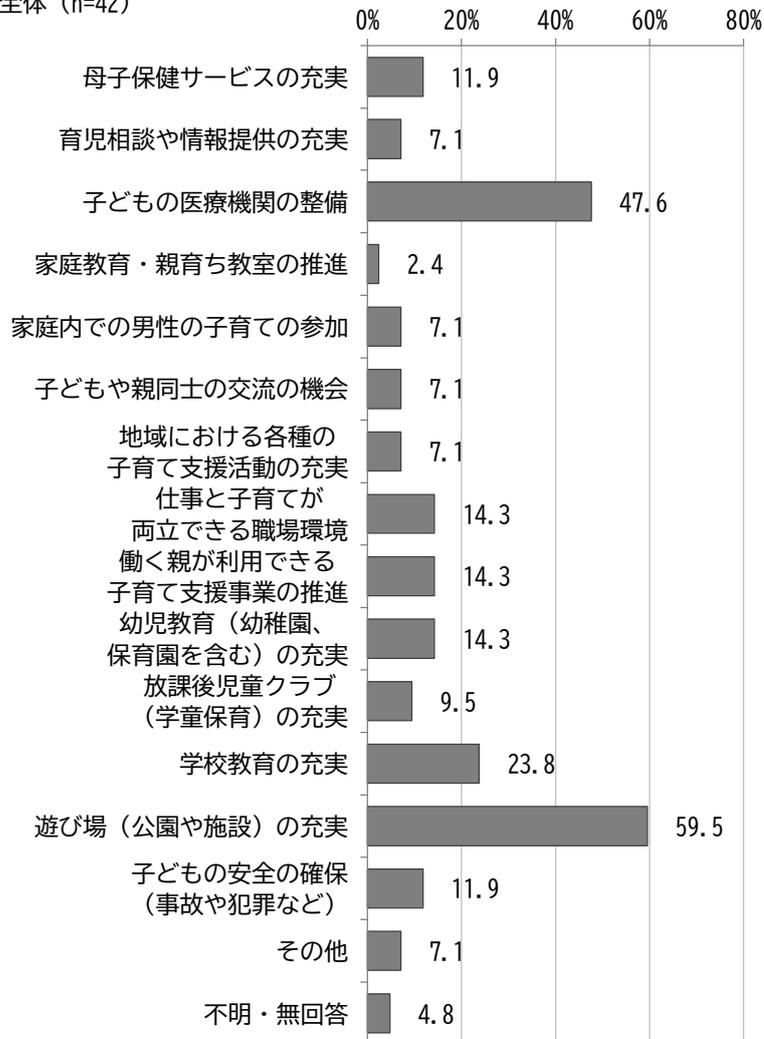


問 35

○もっと子育てしやすいまちとなるために重要なこと

- ・「遊び場（公園や施設）の充実」が5割台後半、「子どもの医療機関の整備」が4割台後半、「学校教育の充実」が2割台前半
- ・前回調査でも「遊び場（公園や施設）の充実」（就学前7割台前半、小学生5割台前半）、「子どもの医療機関の整備」（就学前5割台半ば、小学生6割台前半）が上位であった

全体（n=42）



3

第2期子ども・子育て支援事業計画の取り組み状況

(1) 第2期子ども・子育て支援事業計画の事業実績

① 教育・保育施設等

- ・1号認定・3号認定（0歳）の実績は0人※。
- ・2号認定の実績は、令和2年度46人、令和6年度23人と減少傾向で推移しており、令和3年度で実績値が計画値と同数、それ以外の年度では下回っている。
- ・3号認定（1-2歳）の実績は、令和2年度14人、令和6年度9人と減少傾向、かつ実績値が計画値を下回って推移している。

単位：人

			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1号	3-5歳	計画値	3	3	2	2	2
		実績値	0	0	0	0	0
2号	3-5歳	計画値	49	41	35	35	35
		実績値	46	41	30	31	23
3号	0歳	計画値	0	0	0	0	0
		実績値	0	0	0	0	3
	1-2歳	計画値	15	18	15	17	16
		実績値	14	14	12	11	9

介護福祉課（各年度4月1日時点）

※令和5年度4月1日より0歳児の受け入れを開始、同年度8月1日に0歳児1名の受け入れあり

② 地域子ども・子育て支援事業

- ・延長保育事業は、実績値が計画値を上回って推移している。地域子育て支援拠点事業も実績値が計画値を上回って推移しているが、令和5年度は施設移行期間のため下回っている。
- ・養育支援訪問事業は実績値が増加傾向にあり、令和5年度で計画値と同数となっている。

		単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	
延長保育事業		計画値	人	20	18	17	16	16
		実績値	人	45	47	42	57	—
放課後児童健全育成事業	低学年	計画値	人	23	22	24	22	21
		実績値	人	17	12	17	15	—
	高学年	計画値	人	14	17	15	12	12
		実績値	人	9	11	8	7	—
	合計	計画値	人	37	39	39	34	33
		実績値	人	26	23	25	22	—
子育て短期支援事業 (ショートステイ)		計画値	人日	0	0	0	0	0
		実績値	人日	0	0	0	0	0
地域子育て支援拠点 事業		計画値	人回	1,000	1,027	1,130	1,073	1,046
		実績値	人回	1,881	1,384	1,193	346	—
一時預かり事業	幼稚園での預かり事業	計画値	人日	0	1	1	1	1
		実績値	人日	0	0	0	0	—
	一時預かり	計画値	人日	0	0	0	0	0
		実績値	人日	0	0	0	36	—
病児保育事業		計画値	人日	0	0	0	0	0
		実績値	人日	0	0	0	0	0
ファミリー・サポート・センター事業		計画値	人日	96	60	48	48	48
		実績値	人日	0	0	0	0	0
妊婦健診事業		計画値	人	14	14	14	13	13
		実績値	人	17	15	12	8	—
乳児家庭全戸訪問 事業		計画値	人	10	14	14	14	13
		実績値	人	5	6	6	7	—
養育支援訪問事業		計画値	人	28	28	29	30	30
		実績値	人	5	3	13	30	—
利用者支援事業		計画値	か所	1	1	1	1	2
		実績値	か所	1	1	1	1	2

介護福祉課（各年度4月1日時点）

4

高野町子ども・子育て支援事業計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 高野町子ども・子育て支援事業計画（以下「計画」という。）の策定にあたり、住民等の幅広い意見を聴取し反映させるため、高野町子ども・子育て支援事業計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 策定に関する事項の研究、調査等
- (2) 計画策定のために必要な事項についての協議等

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる10名以内の委員を持って構成する。

- (1) 学職経験者
- (2) 各種関係機関（福祉、保健、保育、教育）
- (3) 保護者代表
- (4) 計画策定に賛同し策定委員として参加を希望する者

(任期)

第4条 委員の任期は令和7年3月31日とする。ただし、委員が欠けた場合における委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に、会長及び副会長各1名を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集する。

- 2 委員会の議長は、会長があたる。
- 3 委員長は、委員の委任状の提出を持って主席とすることができる。
- 4 委員会は、委員の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(意見の聴取)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見又は説明を聴き、資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、高野町役場介護福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員会に諮って会長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

5

高野町子ども・子育て支援事業計画策定委員会委員名簿

氏名（順不同）	選出団体名及び役員	備考
岡本 浩二	高野山小学校 校長	会長
立葉 了禅	高野山こども園 園長	
高岡 隆真	高野山小学校P T A 会長	
松村 浩禅	高野山こども園保護者会 会長	
藪本 弘子	有識者 高野山こども園評価委員	
守安 みね子	有識者 高野山こども園評価委員	
田中 宏人	教育次長	
尾家 和代	介護福祉課長	

※敬称略

高野町第3期子ども・子育て支援事業計画

発行：高野町役場 介護福祉課

〒648-0281 和歌山県伊都郡高野町高野山 636

TEL：0736-56-3000（代表） FAX：0736-56-4745

発行年月：令和7年3月